令和７年第３回養老町定例会会議録

令和７年第３回養老町議会の定例会を養老町議会議事堂に招集されたので会議を開いた。

その次第は次のとおりである。

○議事日程（令和７年９月５日第１日）

日程第１　会議録署名議員の指名

日程第２　会期の決定

日程第３　諸般の報告

日程第４　承認第５号　専決処分の報告並びにその承認について（令和７年度養老町一般会計補正予算（第５号））

日程第５　認定第１号　令和６年度養老町一般会計歳入歳出決算認定について

日程第６　認定第２号　令和６年度養老町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第７　認定第３号　令和６年度養老町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について

日程第８　認定第４号　令和６年度養老町立食肉事業センター特別会計歳入歳出決算認定について

日程第９　認定第５号　令和６年度養老町住宅新築資金等貸付特別会計歳入歳出決算認定について

日程第10　認定第６号　令和６年度養老町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第11　認定第７号　令和６年度養老町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第12　認定第８号　令和６年度養老町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第13　認定第９号　令和６年度養老町上水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について

日程第14　認定第10号　令和６年度養老町下水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について

日程第15　選任第６号　決算特別委員会委員の選任について

日程第16　議案第48号　養老町議会議員及び養老町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について

日程第17　議案第49号　養老町監査委員条例の一部を改正する条例について

日程第18　議案第50号　養老町職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例

について

日程第19　議案第51号　養老町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

日程第20　議案第52号　養老町上下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第21　議案第53号　養老町上水道事業給水条例及び養老町下水道条例の一部を改正する条例について

日程第22　同意第６号　教育委員会委員の任命同意について

日程第23　議案第54号　岐阜県市町村会館組合規約の変更に関する協議について

日程第24　議案第55号　岐阜県市町村会館組合の解散及び財産処分並びに事務の承継等に関する協議について

日程第25　議案第56号　岐阜県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岐阜県市町村職員退職手当組合規約の変更に関する協議について

日程第26　議案第57号　令和７年度養老町一般会計補正予算（第６号）

日程第27　議案第58号　令和７年度養老町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）

日程第28　議案第59号　令和７年度養老町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）

○本日の議長並びに出席議員及び欠席議員は次のとおりである。

議長　　早　崎　百合子

○出　席　議　員

１番	佐　野　伸　也	２番	大　橋　みち子
３番	西　脇　　康	４番	清　水　由美子
５番	北　倉　義　博	６番	岩　永　義　仁
７番	吉　田　太　郎	８番	早　崎　百合子
９番	野　村　永　一	10番	松　永　民　夫
11番	水　谷　久美子		

○欠　席　議　員

なし

○地方自治法第121条の規定により議場に出席した者は次のとおりである。

町　　長	川　地　憲　元	副　町　長	田　中　一　也
教　育　長	早　﨑　京　子	総　務　部　長	川　口　智　也

総務部総務課長	無　藤　宣　宏	総　務　部 企画財政課長	中　島　和　哉
総務部税務課長	永　嶺　早　苗	住民福祉部長	近　藤　真由美
住民福祉部 住民環境課長	吉　村　和　人	住民福祉部 健康福祉課長	伊　藤　めぐみ
住民福祉部 子ども課長	香　川　明　美	産業建設部長	竹　中　　修
産業建設部技術参事兼 建　設　課　長	近　藤　晴　彦	産業建設部 産業観光課	杉　野　雄　士
産業建設部 水　道　課　長	加　納　康　宏	会計管理者兼 会　計　課　長	若　山　実　穂
教育委員会 事　務　局　長	中　島　恵　美	教育委員会 教育総務課長	尾　前　眞　理
教育委員会 生涯学習課長	徳　本　弘　基	消　防　長	大　倉　　巧
消防総務課長	三　輪　正　俊	消　防　課　長	玉　井　洋　祐

○職務のため議場に出席した者は次のとおりである。

議会事務局長	高　橋　正　人	議会事務局書記	國　枝　利　法

（開会時間　午前９時30分）

○議長（早崎百合子君）　おはようございます。

令和７年第３回養老町議会定例会を開会するに当たり、議員並びに執行部各位には、何かと御多用のところ御出席を賜りありがとうございます。

開議に先立ち、町民憲章の朗唱を行います。全員の御起立をお願いいたします。傍聴席の皆さんも御一緒にお願いいたします。私が前段を読み上げますので、後段の御唱和をお願いいたします。

――「町民憲章」朗唱――

○議長（早崎百合子君）　ありがとうございました。御着席ください。

本日の会議は、全員出席であります。

ここで報道機関に限り、傍聴席より議場内の会議の状況について、取材のため写真撮影を許可いたしました。また、インターネットライブ中継及び録画放送のため、議場内のビデオ撮影を行います。このインターネットライブ中継は、役場１階ロビーのモニターでも放送いたします。

なお、本定例会においては、上着の着用を自由としておりますので、暑い方については上着を脱いでいただいて結構です。

ただいまから令和７年第３回養老町議会定例会を開会し、本日の会議を開きます。

○議長（早崎百合子君）　まず、日程第１、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第127条の規定によって、７番　吉田太郎君、９番　野村永一君を指名します。

○議長（早崎百合子君）　次に、日程第２、会期の決定を議題とします。

ここで、８月29日、議会運営委員会が開催され、本定例会の運営等について審査されました。

議会運営委員会委員長の報告を求めます。

議会運営委員会委員長　西脇康君。

○議会運営委員長（西脇　康君）　議会運営委員会報告をさせていただきます。

８月29日午前９時30分より、委員及び議長並びに執行部の出席の下に開会いたしました。

協議事項は、第３回養老町議会定例会の運営についてであります。

会期は、９月５日金曜日から９月19日金曜日までの15日間で、本会議開会時間は午前９時30分と決定いたしました。

議事日程につきましては、１．開会宣言、２．会議録署名議員の指名、３．会期の決定、４．諸般の報告、５．議案の提案説明及び委員会付託、６．町政一般に関する質問、

７．議案の審議、この順序で議会運営を行うことに決定いたしました。

なお、今定例会においてもユーチューブにおけるライブ配信、録画配信を行うこと、またユーチューブにおけるライブ配信を役場ロビーのモニターでも中継すること。このほか、委員長報告、議員一般質問、町長の発言及び答弁は演台で行い、議員質疑は着座のまま自席で行うこと。町長を除く執行部の発言については、提案理由補足説明、議員質疑の初回答弁、一般質問及び再質問等の初回答弁は演台で行い、初回答弁を行った後の再質問、再々質問は着座のまま自席で行うこと。以上のとおり決定いたしました。

次に、一般質問につきましては、議会２日目、９月18日木曜日に行うこととし、議員１人当たりの質問、答弁の時間を60分以内、発言順序はくじ引により決定した順に行うことと決定いたしました。

次に、審議する議案等につきましては、専決処分の報告並びに承認１件、令和６年度一般会計、特別会計及び事業会計の決算認定10件、条例の一部改正６件、人事案件１件、岐阜県町村会館の解散等に係る協議３件、令和７年度一般会計及び特別会計の補正予算３件、以上の計24件であります。

次に、審議方法につきましては、初めに日程第４、専決処分の報告並びにその承認について（令和７年度養老町一般会計補正予算（第５号））は、上程後、提案説明を受け、質疑、討論を経て採決を行うこと。

次に、日程第５、令和６年度養老町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第14、令和６年度養老町下水道事業会計剰余金の処分及び決算認定についてまでの10議案については、議会初日に一括上程し、提案理由の説明を受けて、総括質疑後、決算特別委員会の設置を議題とし、設置の議決後、委員を選任することとし、これらの議案の審査を委員会に付託し、休会中に審査願うこと。また、この決算特別委員会には、地方自治法第98条第１項の権限を委任することとし、議会最終日に委員長報告を受けて、委員長への質疑後、討論を経た後に採決を行うこと。

次に、日程第16、養老町議会議員及び養老町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例についてから日程第21、養老町上水道事業給水条例及び養老町下水道条例の一部を改正する条例について及び日程第25、岐阜県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岐阜県市町村職員退職手当組合規約の変更に関する協議についての計７議案については、議会初日に逐条上程し、提案理由の説明を受けて、総括質疑後、熟議を図るために所管の総務民生委員会及び産業建設委員会にその審査を付託し、議会最終日に委員長報告を受けて、各委員長への質疑後、討論を経て採決を行うこと。

次に、日程第23、岐阜県市町村会館組合規約の変更に関する協議についてと日程第24、岐阜県市町村会館組合の解散及び財産処分並びに事務の承継等に関する協議についての計２議案については、議会初日に一括上程し、提案理由の説明を受けて、総括質疑後、

熟議を図るために所管の総務民生委員にその審査を付託し、議会最終日に委員長報告を受けて、委員長への質疑後、討論を経て採決を行うこと。

次に、日程第22、教育委員会委員の任命同意についての１議案については、人事案件につき、議会初日に逐条上程し、提案理由の説明を受け、質疑を行い、討論を省略することとし、採決を行うこと。

次に、日程第26、令和７年度養老町一般会計補正予算（第６号）から日程第28、令和７年度養老町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）までの３議案については、議会初日に逐条上程し、提案理由の説明を受け、総括質疑後、熟議を図るために予算特別委員会にその審査を付託し、議会最終日に委員長報告を受け、委員長への質疑後、討論を経て採決を行うこと。

付託先の各委員会の日程については、まず日程第５、養老町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第14、令和６年度養老町下水道事業会計剰余金の処分及び決算認定についてまでの計10議案の審査を付託する決算特別委員会の開催は、９月11日木曜日及び12日金曜日の２日間とし、それぞれ午前９時30分から開会されるよう決算特別委員会委員長へ要請すること。

次に、日程第16、養老町議会議員及び養老町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例についてから日程第19、養老町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について及び日程第23、岐阜県市町村会館組合規約の変更に関する協議についてから日程第25、岐阜県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岐阜県市町村職員退職手当組合規約の変更に関する協議についてまでの計７議案の審査の付託先である総務民生委員会は、９月９日火曜日の午前９時30分から開催するよう総務民生委員会委員長へ要請すること。

次に、日程第20、養老町上下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてから日程第21、養老町上水道事業給水条例及び養老町下水道条例の一部を改正する条例についてまでの計２議案の審査の付託先である産業建設委員会は、９月９日火曜日の午前11時から開催するよう産業建設委員会委員長へ要請すること。

最後に、日程第26、令和７年度養老町一般会計補正予算（第６号）から日程第28、令和７年度養老町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）の計３議案の審査の付託先である予算特別委員会は、９月９日火曜日の午後１時30分から開催するよう予算特別委員会委員長へ要請すること。以上のとおり決定いたしました。

以上、議会運営委員会の報告といたします。

○議長（早崎百合子君）　議会運営委員会委員長の報告が終わりました。

お諮りします。

ただいまの議会運営委員会委員長の報告のとおり、本定例会の会期は、本日９月５日から９月19日までの15日間にいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（早崎百合子君）　異議なしと認めます。

よって、会期は本日９月５日から９月19日までの15日間と決定いたしました。

○議長（早崎百合子君）　次に、日程第３、諸般の報告を行います。

本日の日程等については、お手元に配付してあるとおりであります。

また、監査委員から地方自治法第235条の２第３項の規定により、令和６年度翌５月分、令和７年度５、６、７月分の現金出納検査結果報告書が議長に提出されています。

これで諸般の報告を終わります。

ここで、町長の御挨拶をお願いいたします。

町長　川地憲元君。

○町長（川地憲元君）　改めまして、皆さん、おはようございます。

大変暑い日が毎日続いておりますけれども、本日は令和７年第３回養老町議会定例会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては足元の悪い中、また御多用の中、御出席を賜りまして厚く御礼申し上げます。

開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

まず初めに、昨日の熱帯低気圧から台風に発達しました15号（ペイパー）でございますけれども、８時45分現在、和歌山県の御坊市辺りに上陸するのではないかといったような情報がございます。本日、午後には岐阜県に最接近するということで大変心配しております。

現在のところ本町では特に大きな被害はございませんが、ただ、離れた場所でも強い雨風が注意というように情報が来ております。引き続き注意を怠らず、状況を注意してまいりたいと考えております。

また、先月８日未明と明け方に線状降水帯が複数発生し、大雨特別警報が発令され、特に鹿児島県では大きな被害が被ったわけでございますけれども、霧島市と隣接する姶良市でございますが、平年８月の１か月分の雨量の1.5倍を超える雨が半日で降るなど記録的な大雨となり、川の護岸の崩壊をはじめ土砂崩れによる家屋倒壊など、各所で土砂災害や浸水などの被害が発生しております。

また、被害後から間もない21日の夜には台風の上陸にも見舞われました。私も21日から２日間にわたって姶良市で開催される予定の令和７年度日本の森滝渚全国協議会総会に理事として出席予定でありましたけれども、復旧作業に追われる中で中止という連絡をいただきました。改めて被害に遭われました皆様に心よりお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復旧を願うものでございます。

こうした被害への警戒が強まる中、養老町でも非常時に迅速な対応を行えるよう、先月31日日曜日でございますけれども、町中央公民館にて、高田、養老、多芸西部３地区

を対象に、町議会からも議長をはじめ関係議員はもちろんのこと、清流の国ぎふ防災・減災センターや町消防団の皆様をはじめ町女性防火クラブ、町赤十字奉仕団など約200名の方の御参加を得て、本年度養老町防災訓練を実施いたしました。

さらに、あさってには、７日でございますけれども、地震の際の安全確保の行動を身につけるためのシェイクアウト訓練も実施します。

こうした取組により防災意識の高揚を図るとともに、地域防災力を強化し、町民の皆様の生命と財産を守ってまいりたいというふうに考えております。

次に、東海環状自動車道の整備状況についてでございます。

西回りの未開通部分でありました本巣インターチェンジから大野神戸インターチェンジ間が30日、先月でございますけれども開通し、県内は全線がつながっております。これにより残された未開通区間は県境間、養老インターチェンジといなべインターチェンジのみとなりました。このうち仮称ではございますけれども、養老トンネル約4.8キロ部分につきましては時間当たり約900トンの湧水があり工事に遅れが出ておりますけれども、近い将来において養老町を含む愛知、岐阜、三重の３県にまたがる環状のネットワークが完成いたします。

また、広瀬橋と多芸橋との間で工事が進んでおります橋爪大橋につきましても今年度中には開通できる見通しとなっております。

このように、養老町を取り巻く道路状況が大きく変わる中で、交通の流れが変わり町内各所にも影響があるかと思いますけれども、町といたしましてもこうした状況を最大限に活用し、そのポテンシャルは高いと思っております。積極的な企業誘致により雇用を創出し、町内への人の流れを生み出し経済の好循環へつなげてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

次に、来月18から21日の４日間、第37回全国健康福祉祭ぎふ大会（ねんりんピック岐阜2025）が開催されます。養老町におきましてもペタンク交流大会を実施いたしますが、全国から約１万人、選手、役員が参加されるということで、県とも連携しながらこのねんりんピックを共に盛り上げてまいりたいと考えております。

さらに、養老公園が赤一色に染まる11月の８、９日の両日にまたがりまして、まるごと肉まつり養老2025も開催いたします。今年は養老天命反転地ができて30周年という節目の年もありますので、さらなる関係人口、交流人口の創出につなげてまいりたいと存じます。

最後に、先月の20日水曜日でございますけれども、養老町学校のあり方検討委員会委員長より町教育長に対しまして、町小学校の適正規模や適正配置について中学校区で統合すべきという旨の答申が出されました。この後は、統合の進め方や新たな学校づくりで協議、調整を図っていくための新しい協議組織が引き続き教育委員会において設置されます。私といたしましては、様々な意見や地域性といった視点も踏まえて適切に進め

ていっていただきたいと考えておりますので、議員各位におかれましても格別の御協力を切にお願い申し上げます。

本定例会におきましては、補正予算の専決処分が１件、令和６年度一般会計、特別会計、企業会計の決算認定が10件、条例の一部改正が６件、人事案件が１件、組合に係る協議が３件、令和７年度一般会計、特別会計の補正予算、関係諸議案が３件、合わせまして24件でございます。

よろしく御審議いただきますようお願い申し上げまして、冒頭の御挨拶とさせていただきます。

○議長（早崎百合子君）　町長の挨拶が終わりました。

○議長（早崎百合子君）　まず、日程第４、承認第５号は、上程後、質疑、討論を経て、採決を行います。

それでは、日程第４、承認第５号　専決処分の報告並びにその承認について（令和７年度養老町一般会計補正予算（第５号））を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長　川地憲元君。

○町長（川地憲元君）　ただいま上程賜りました承認第５号　専決処分の報告並びにその承認について（令和７年度養老町一般会計補正予算（第５号））につきまして、その概要を説明させていただきます。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ4,809万8,000円を追加し、予算総額を129億7,872万7,000円とするもので、令和７年７月14日付で専決処分をいたしました。

補正の主な内容は、物価高騰に伴う低所得者世帯への支援事業でございます。

詳細につきましては、総務部長、住民福祉部長に補足説明させますので、十分な御審議を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（早崎百合子君）　川口総務部長、演台にて補足説明。

○総務部長（川口智也君）　それでは、私のほうから総務部関係の補足説明をさせていただきます。

歳出につきましてはございませんので、歳入についてのみ説明させていただきます。

６、７ページを御覧ください。

款14国庫支出金、項２国庫補助金、１目総務費国庫補助金では、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金として4,809万8,000円を増額いたしました。

以上で、総務部関係の補足説明とさせていただきます。

○議長（早崎百合子君）　近藤住民福祉部長、演台にて補足説明。

○住民福祉部長（近藤真由美君）　それでは、私のほうから住民福祉部関係の補足説明をさせていただきます。

歳出についてのみ説明させていただきます。

８、９ページを御覧ください。

款３民生費、項１社会福祉費、１目社会福祉総務費では、物価高騰に伴う低所得世帯支援事業について、対象人数が確定しましたことにより4,809万8,000円を増額いたしました。

以上で、住民福祉部関係の補足説明とさせていただきます。

○議長（早崎百合子君）　説明が終わりました。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（早崎百合子君）　11番　水谷久美子君。

○１１番（水谷久美子君）　失礼しました。

ただいま提案説明の中で対象人数が確定したというふうなありましたけれども、これは対象世帯数というふうに理解してよろしいでしょうか。

それと、７月14日に専決処分されましたので、現時点で交付事務はどこまで進んでいますか。既に交付は終了しているのでしょうか。

また、本事務に当たっての担当職員体制についてもお伺いしたいと思います。

○議長（早崎百合子君）　養老町長　川地憲元君。

○町長（川地憲元君）　失礼いたします。

水谷議員の御質問にお答えさせていただきます。

先ほど世帯と言われましたけれども、これは人、人ということで、人数が対象ということで御理解をいただきたいというふうに思いますし、これは所得が関係しておりまして、前年度の所得が確定するのが当然賦課する住民税の所得が確定する時期ということで、６月に大体町内の方の所得が確定できるということで対象者が絞れるということで、国のほうからの通達では10月31日までに申請の期限を定めまして、例えば御本人さんにプッシュ型、今まで登録してある方への支出に対しましては町のほうで一連の流れができるんですけれども、要らないという方とかそういう方もお見えになりますので、その把握の決定を11月30日までにしなさいよということで、申請は10月の31となっておりますけれども、今順次職員がしっかり対応してくれて順次行っておるわけでございます。

当初、令和７年の３月議会のほうで補正で御承認いただきまして繰越しで明許をしておるんですけれども、御存じのように明許の分はなぶれませんので、今回専決で補正をしまして速やかに給付できるような形で行っております。

職員も福祉課内に企画のほうとも、これは財源が国の交付金でございますので企画のほうと少し連携をしながら給付のほうを速やかに行っておりますので、御理解をお願いしたいというふうに思います。以上でございます。

○議長（早崎百合子君）　伊藤健康福祉課長、演台にて答弁。

○住民福祉部健康福祉課長（伊藤めぐみ君）　ただいまの水谷議員の御質問ですが、１回目支給のほうでございますが、１回目、８月29日に1,356名3,725万円を支給させていただきました。９月11日につきまして242名854万円支給予定となっております。

この後につきましても定期的に支出のほうをさせていただく予定となっております。以上です。

○議長（早崎百合子君）　ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（早崎百合子君）　質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（早崎百合子君）　討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（早崎百合子君）　挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

○議長（早崎百合子君）　次に、日程第５、認定第１号　令和６年度養老町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第14、認定第10号　令和６年度養老町下水道事業会計剰余金の処分及び決算認定についてまでの計10議案を一括議題として上程し、提案理由の説明を受け、総括質疑のみを行います。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長　川地憲元君。

○町長（川地憲元君）　ただいま上程賜りました認定第１号　令和６年度養老町一般会計歳入歳出決算認定から認定第10号　令和６年度養老町下水道事業会計剰余金の処分及び決算認定についてまで、その概要を順次説明させていただきます。

初めに、決算書11ページ、一般会計歳入歳出決算についてでございます。

歳入総額128億1,505万6,000円、歳出総額117億9,747万4,000円で、歳入歳出差引額10億1,758万2,000円となっておりますが、このうち翌年度へ繰り越すべき財源を差し引きますと、実質収支は10億65万円となりました。前年度と比べまして歳入は３億2,900万3,000円の減、歳出につきましては３億3,873万6,000円の減でございます。

戻りまして、お手数ですが、１ページ、２ページ目を御覧ください。

歳入のうち、主なものについて説明をさせていただきます。

款１の一般財源であります町税につきましては、町民税の減収などにより、対前年度9,188万3,000円の減、34億669万円で減収となりました。

３ページ、４ページを御覧ください。

款10地方交付税につきましては、対前年度１億5,958万円増の28億4,813万2,000円となりました。

款14国庫支出金につきましては、前年度4,758万3,000円減の14億6,987万6,000円となりました。

続きまして、款15県支出金につきましては、対前年度7,994万7,000円増の９億3,355万9,000円となりました。

次に、款17寄附金につきましては、ふるさと納税寄附金が減少したことなどにより、対前年度３億9,977万5,000円減の６億8,629万5,000円となりました。

５ページ、６ページを御覧ください。

款21町債につきましては、県営ため池防災対策事業債、地方道路等整備事業債などであり、対前年度371万7,000円減の３億2,794万6,000円となりました。

次に、調定額のうち2,524万1,000円の不納欠損処分をしましたが、このうち町税は2,491万2,000円、使用料は29万9,000円となり、不納欠損額全体としては対前年度1,627万2,000円の減でございます。

また、収入未済額につきましては町税、使用料などであり、１億5,980万8,000円でございます。そのうち町税が１億1,775万6,000円で、収入未済額全体としては対前年度1,440万2,000円の減となっております。財源の確保と公平性の見地から、引き続き徴収の強化に努めてまいりたいというふうに考えております。

次に、歳出について説明をさせていただきます。

７ページから順に10ページまで御覧いただきたいと思います。

目的別に構成比の高い経費から見ますと、民生費42億4,102万8,000円、構成比35.9％、総務費20億3,281万7,000円、17.2％、衛生費12億1,796万9,000円、10.3％などとなっております。

また、主な事業といたしましては、物価高騰に伴う低所得世帯支援事業、新食肉基幹市場建設に係る用地取得関係事業、子ども・子育て支援事業などでございます。

以上が一般会計の決算の概要についてでございます。

続きまして、128ページを御覧ください。

国民健康保険特別会計についてでございます。

歳入総額38億1,432万9,000円、歳出総額31億6,650万5,000円、歳入歳出差引額６億4,782万4,000円となりました。

歳入につきましては、県支出金等の減額等により、前年度に比べ3,163万2,000円の減となりました。

国民健康保険税につきましては５億7,719万4,000円で、前年度に比べ1,868万8,000円の減となり、また不納欠損額では2,699万8,000円、収入未済額は8,193万3,000円でございます。町税と同様に、できるだけ少なくなるように努めてまいりたいと考えております。

歳出につきましては、保険給付費等の減額等により、前年度に比べ2,567万2,000円の減となりました。

次に、151ページを御覧ください。

簡易水道特別会計についてでございます。

歳入総額7,234万5,000円、歳出総額1,316万1,000円、歳入歳出差引額5,918万4,000円となりました。

歳入につきましては、令和５年度から繰越金が増加したことにより、前年度に比べ560万1,000円の増となりました。

歳出につきましては、光熱水費、委託料等の減少により、前年度に比べ105万3,000円の減となりました。

次に、160ページを御覧ください。

食肉事業センター特別会計についてでございます。

歳入総額１億4,678万9,000円、歳出総額１億4,094万5,000円、歳入歳出差引額584万4,000円となりました。

歳入のうち、前年度に比べ533万1,000円の減となり、歳入のうち事業収入につきましては5,853万1,000円で、牛、豚などのと畜数の増加に伴い、前年度に比べ192万8,000円の増となっております。

歳出につきましては、再任用職員１名が会計年度任用職員へ移行、と畜場作業で発生する残渣物や産業廃棄物などの処理に係る委託料の減少により549万3,000円の減となりました。

次に、169ページを御覧ください。

住宅新築資金等貸付特別会計についてでございます。

歳入総額7,515万6,000円、歳出総額46万3,000円、歳入歳出差引額7,469万3,000円となりました。今後も未払いの債権者に対しまして法的措置を順次進めるなど、債権の回収に努めてまいりたいというふうに考えております。

続きまして、178ページを御覧ください。

介護保険事業特別会計についてでございます。

歳入総額32億2,662万7,000円、歳出総額30億2,056万3,000円、歳入歳出差引額２億606万4,000円となりました。

歳入につきましては、前年度に比べ1,500万9,000円減となり、歳入のうち介護保険料が７億4,743万9,000円で、前年度に比べまして3,987万1,000円の増でございます。

また、不納欠損額は230万2,000円、歳入未済額は492万8,000円でございます。

歳出につきましては、前年度に比べ5,601万9,000円増となり、歳出のうち保険給付費が27億9,793万2,000円で、前年度に比べまして4,142万3,000円の増となっております。

続きまして、205ページを御覧ください。

介護サービス事業特別会計についてでございます。

歳入総額2,034万円、歳出総額1,826万3,000円、歳入歳出差引額207万7,000円となりました。

次に、214ページを御覧ください。

後期高齢者医療特別会計についてでございます。

歳入総額５億180万3,000円、歳出総額４億9,346万7,000円、歳入歳出差引額833万6,000円となりました。

歳入につきましては、前年度に比べ6,614万円の増となり、歳入のうち後期高齢者医療保険料は前年度に比べ5,009万8,000円増の３億5,790万7,000円で、不納欠損額が14万1,000円、収入未済額が376万2,000円でございます。

歳出につきましては、前年度に比べまして6,308万4,000円の増となりました。

続きまして、別冊になりますけれども、上水道事業会計剰余金の処分について説明をさせていただきます。

上水道事業会計決算書の８ページを御覧ください。

上水道事業会計、未処分利益剰余金の４億9,637万9,806円のうち196万8,834円を減債積立金に積立てし、4,976万8,799円を資本金に組み入れるため、地方公営企業法第32条第２項の規定により議会に報告するものでございます。

次に、上水道決算書についてでございます。

決算書の１ページ、２ページを御覧ください。

収益的収入及び支出、いわゆる３条会計についてでございます。

収入、第１款水道事業収益、決算総額４億4,713万8,000円となり、支出、第１款水道事業費用の決算総額は４億3,170万8,000円となりました。

次に、３ページ、４ページを御覧ください。

資本的収入及び支出、４条会計についてでございます。

収入、第１款資本的収入の決算総額は２億4,855万8,000円となり、支出、第１款資本的支出、決算総額は３億1,169万1,000円となっております。

最後に、下水道事業会計についてでございます。

本町の下水道事業は、令和６年度より農業集落排水事業の地方公営企業法を適用する公営企業に移行に伴いまして、公共下水道事業と農業集落排水事業を合わせまして下水道事業会計の処理を行っております。

決算書の38ページを御覧ください。

下水道事業会計、未処分利益剰余金２億3,828万8,504円のうち5,496万1,330円を減債積立金に積立てするため、地方公営企業法第32条第２項の規定により議会に報告するものでございます。

下水道事業決算書の31ページ、32ページを御覧ください。

収益的収入及び支出の３条会計につきましては、収入の第１款下水道事業収益の決算総額４億3,965万6,000円となり、支出の第１款下水道事業費用の決算総額３億6,924万1,000円となっております。

次に、33ページ、34ページを御覧ください。

資本的収入及び支出、４条会計についてでございます。

収入の第１款資本的収入の決算総額は9,951万5,000円となり、支出、第１款資本的支出の決算総額は２億32万7,000円となっております。

以上で、一括上程されました認定第１号　令和６年度養老町一般会計歳入歳出決算認定についてから認定第10号　令和６年度養老町下水道事業会計剰余金の処分及び決算認定についてまでの概要説明とさせていただきます。

なお、一般会計の詳細と財政健全化に関する指標であります健全化判断比率及び資金不足比率につきましては、総務部長に補足説明をさせますので、十分御審議を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（早崎百合子君）　川口総務部長、演台にて補足説明。

○総務部長（川口智也君）　それでは、一般会計決算の補足説明及び健全化判断比率、資金不足比率の報告をさせていただきます。

決算書の５、６ページを御覧ください。

歳入につきましては128億1,505万5,908円、前年度に比べ３億2,900万3,465円の減でございます。

戻りまして、１、２ページを御覧ください。

款１の一般財源であります町税につきましては、町民税が定額減税の実施に伴い減収となったことなどにより、対前年度9,188万2,863円減の34億669万86円となりました。

款９の地方特例交付金では、定額減税の実施に伴う減収を補填するための定額減税減収補填特例交付金が交付されたことなどにより、対前年度１億1,634万9,000円増の１億3,763万5,000円となりました。

次に、３、４ページを御覧ください。

款10の地方交付税については、臨時的な費目として給与改定費が創設され、給与改定に必要な経費が算定されたことや錯誤措置額として過年度算定の精算分が交付されたことなどにより、対前年度１億5,958万円増の28億4,813万2,000円となりました。

次に、款14の国庫支出金につきましては、対前年度4,758万3,186円減の14億6,987万5,777円で、デジタル田園都市国家構想推進交付金の皆減などにより減少いたしました。

内訳といたしましては、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（繰越額を含む）、これが４億285万783円、児童手当交付金２億4,390万7,997円、デジタル基盤改革補助金3,189万7,000円などでございます。

次に、款15の県支出金につきましては、対前年度7,994万6,901円増の９億3,355万9,580円で、県知事選挙費委託金及び岐阜県病児保育施設整備費補助金の皆増や衆議院議員選挙費委託金の増などにより増加いたしました。内訳といたしましては、多面的機能支払交付金事業補助金9,757万9,971円、衆議院議員選挙費委託金1,378万3,079円、県知事選挙費委託金1,090万9,064円などでございます。

次に、款17の寄附金につきましては、主にふるさと納税寄附金が減少したことなどにより、対前年度３億9,977万5,046円減の６億8,629万4,677円となりました。

次に、款18の繰入金につきましては、財政調整基金の繰入れが不要となったことなどにより、対前年度２億4,844万6,558円減の３億279万3,600円で、内訳といたしましては、ふるさと応援基金繰入金３億円、森林環境譲与税基金繰入金146万5,600円などでございます。

５、６ページを御覧ください。

次に、款21の町債につきましては、対前年度371万7,000円減の３億2,794万6,000円で、内訳といたしましては、地方道路等整備事業債（繰越額を含む）が１億660万円、県営ため池防災対策事業債4,580万円、斎苑整備事業債2,580万円などでございます。

次に、歳入の調定額のうち2,524万1,082円を不納欠損処分いたしましたが、この内訳は町税が2,494万1,687円、清掃使用料20万7,395円、教育総務使用料が９万2,000円でございます。

不納欠損額につきましては、前年度に比べ1,627万2,285円の減でございます。

また、収入未済額につきましては、町税、使用料、手数料、雑入で１億5,980万7,907円でございます。そのうち町税が１億1,775万5,532円で、収入未済額全体では前年度に比べ1,440万1,704円の減となっております。

９、10ページを御覧ください。

次に、歳出につきましては117億9,747万4,397円となり、前年度に比べ３億3,873万5,790円の減でございます。

歳出の主なものといたしまして、物価高騰に伴う低所得世帯支援事業が３億3,365万3,785円、新食肉基幹市場建設に係る用地取得関係事業費で9,070万948円、子ども・子育て支援事業で8,052万3,811円などでございます。

また、翌年度繰越額は、繰越明許費が２億3,264万4,000円で、そのうち一般財源につきましては1,693万2,000円でございます。

続きまして、別途配付してございます養老町の普通会計における財政指標について説明をさせていただきます。こちらは、確定数値ではなく速報数値となります。

17番の経常収支比率につきましては、前年度に比べ3.3ポイント増加し、91.0％となりました。これは、人件費等の経常的経費が増加したことと基金繰入金等の財源が減少したことによるものでございます。

次に、19番の普通会計の地方債現在高は、臨時財政対策債の借入額が減少したこともあり、前年度に比べ６億4,891万9,000円減の93億963万4,000円となりました。

続いて、健全化判断比率及び資金不足比率について説明させていただきます。

健全化判断比率のうち、25番の実質赤字比率及び26番の連結実質赤字比率につきましては、赤字が生じていないため比率は算出されておりません。

27番の実質公債費比率は、前年度から0.4ポイント増の8.6％、28番の将来負担比率は5.1ポイント減の27.5％となり、指標としては特に問題のない数値となっております。

資金不足比率については、算定となる簡易水道特別会計、食肉事業センター特別会計、上水道事業会計、下水道事業会計の全てについて資金不足が生じていないため、比率は算出されませんでした。

以上で、一般会計の決算の補足説明及び健全化判断比率、資金不足比率の報告とさせていただきます。

○議長（早崎百合子君）　説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は決算特別委員会を設置し、その委員会に審査を付託したいと思いますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いをいたします。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（早崎百合子君）　10番　松永民夫君。

○１０番（松永民夫君）　町税についてお尋ねをいたします。

町税の中で固定資産税の占める割合が53％ということで、非常に重要な収入源であります。固定資産税については公平・公正を私は原則と考えております。現在、宅地介在農地、これが13町歩以上、15町歩ぐらいあると聞き及んでおりますが、この宅地介在農地に対する課税の考え方、これをお尋ねいたします。

といいますのは、近隣の市町において宅地介在農地、これを一般雑地というような形で課税しておる市町村が多々見られます。養老町の場合、この中で養老町が１万3,000平米以上導水路を売却しておりますが、昨年の決算の折には、これに関して課税がされていないというような見解をお聞きいたしましたので、課税に対する考え方をお尋ねいたします。

○議長（早崎百合子君）　川口総務部長、演台にて答弁。

○総務部長（川口智也君）　松永議員の御質問に御回答させていただきます。

宅地介在農地につきましては、現在そこの算定基準というものを持っておりませんので、今度の評価替え、令和９年に行う評価替えに向けてそこを整備いたしまして、令和９年度の評価替えのときから宅地介在農地についてしっかりと課税していきたいというふうに考えております。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（早崎百合子君）　10番　松永民夫君。

○１０番（松永民夫君）　なぜ聞いたかというと、今課税標準が云々という答弁でしたが、課税標準は全国的にあるんですよ。仮に宅地の課税基準があって、そこから埋立代を引いた額が基準額になるというような算定をよその市町村ではやっております。それにおいて基準額が云々ということは、私は町税ですので固定資産税は、養老町の判断で課税ができる税金ですのでもっと的確にやっていただきたい。なぜかというと、私ども個人が町有地を買った場合、翌年から固定資産税かけてきますよ。これが導水路に関して課税されていないというのは、固定資産税の公平・公正から私は逸脱しておるというような考え方を持っておりますので、ぜひきちっとした課税標準をつくっていただいて課税をすべきであると、そのように私は考えておりますので、ぜひ善処していただきたいと思います。以上です。

○議長（早崎百合子君）　養老町長　川地憲元君。

○町長（川地憲元君）　松永議員の御質問に御回答させていただきます。

内部でもしっかりその辺調査させていただいて、ある程度、先ほど総務部長言ったのは、評価替えという言葉も出ましたけれども、おっしゃるとおりですので、中で調査・研究させていただきまして対応させていただきたいと思います。やはり個人と法人と課税の基準が違うということはおかしいと思いますので、その辺のところ、ちょっと調査させていただいて対応をさせていただきます。

○議長（早崎百合子君）　ほかに質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（早崎百合子君）　11番　水谷久美子君。

○１１番（水谷久美子君）　３つの会計で総括質疑をお願いしたいと思います。

１点目は、当初予算確定後、予期できなかった制度の改正や情勢の変化により既定の予算に変更を加える必要が生じる場合、補正予算が編成されます。過去６年間においての補正予算の回数は、令和元年度５回、令和２年度８回、令和３年度、４年度10回、令和５年度８回、令和６年度９回、本年令和７年度においては９月議会で６回目の補正予算が上程されています。もちろんこの間、コロナ禍や物価高騰などによる国や県からの交付金措置など当初予定に確定できなかった諸事情があり、やむを得ないものもありましたが、予算編成プロセスの中で十分な査定が必要だった内容もあったのではないでしょうか。

次から次へと補正予算を追加し、年間10回も補正すると当初予算の意義がなくなり財政運営の一貫性が失われることを危惧しますが、町長の所見をお聞かせください。

２点目は、町上下水道会計についてです。

上下水道事業は原則独立採算とされますが、基準内繰り出しで一般会計などで負担しています。基準内繰り出し以外にも自治体の主体的な判断で基準外繰り出しで一般会計などから繰入れはできます。水路管路の法定耐用年数は40年で、経年化率は22年度で23.6％に達し、今後も増加します。上下水道施設の更新、施設修繕費、管路の更新などを独立採算制に基づく料金収入で賄うのは苛酷であり、独立採算制の見直しが必要とされる議論が広がる時期だと思いますが、町長の見解をお聞かせください。

独立採算制であるがゆえのゆがみとして上下水道料金には地域格差があります。その差は21年度で８倍、46年度には20.4倍に開く試算もあります。このまま独立採算制を続けていいのかが問われます。上下水道は生きていく上で欠かせない最も基礎的なインフラです。水道施設や管路の維持管理、更新は国の負担とすることも含め、制度の抜本的な見直しが必要だと考えますが、併せてお願いします。

最後に、国民健康保険についてであります。

子供の均等割の５割軽減が令和４年度から導入され、国２分の１、県と町がそれぞれ４分の１の負担をしてきました。対象年齢の引上げでは、法定権限に加え独自減免の市町村も全国で広がっています。全国知事会では18歳までの引上げを要望しておりますし、全国市長会においても均等割の保険料の軽減をすべき支援制度について、対象年齢や軽減割合を拡大することの予算措置を国に求めていますが、子供の保険税の減免に対する町長の見解を求めます。以上３点です。

○議長（早崎百合子君）　町長　川地憲元君。

○町長（川地憲元君）　水谷議員に３点で御質問いただきました。

まず、１点目の補正予算の関係でございますけれども、元年度５回目、６年度決算のこれはお話ですので、過年度の回数がどうであったかということは、確かにコロナ禍ということもありまして非常に不安定な中で、町民に対してのやはり当初予算では把握し切れない部分ということで、これ補正予算の数と言われますけれども、駄目なら何回って法律で決まっておりますので、やはり補正予算というのでしっかりと議会で説明しながら、その定例会、臨時会のたびに提案させてもらっていますので、その回数がどうであったかということを問われますと少し多いかなと思いますけど、法律で認められておる以上は、養老町が多いか少ないかというのは少し判断に困りますけれども、実際昨年度も９回あったということでございます。

しかしながら、いろんな事業をやる中で、例えばですけれども、去年１年を見ましても、当初予算を組む以外で補正予算の中では町民に直結する部分がございます。例えば清華苑の改修、コロナのワクチン、低所得者の支給、これは交付金という国の財源があ

りますけれども、他の自治体を聞いておりますと、この低所得者対策の交付金の申請もされていなかったというような事例も見受けられますので、職員がしっかりと情報を把握しながらやってくれておるというような認識でございます。

人事院勧告につきましても、これは年度途中に国のほうからやはり通達、人事院でのどういった勧告があったということに基づいての給与改定でございますので、こういったものを総合しますとやむを得ないのかなというふうに個人的には思っております。

そして、昨年度は町制施行70周年ということで、いろんな形で町民の方々にも御協力いただきましたので、その辺の辺りは御理解をいただきたいというふうに考えております。決して補正の数が多い少ない、それは一概養老町は９回あったという事実があるということでございます。

あと、公営企業の上水道の関係でございますけれども、上水道は以前から養老町は県内でも高い水準の使用料を負担していただいておりました。私も水道課のほうに７年いましたので、そういった他市町との比較をしながら、養老町は高い、ただ高かったがゆえにいろんな形で石綿（アスベスト）の除去も成功しておりますし、耐震・免震のほうも上水道はしっかりできております。

また、簡易水道、以前は西小倉、西部、今熊とありましたけれども、今、今熊と西部は統合されまして、いよいよ簡易水道、西部のほうも上水道へ切り替わるということで、順次しっかりと皆さん方への上水に対するインフラの整備は行っておるというふうに思います。

下水道は受益が限られております。当然、中部処理区の部分、あと農業集落排水事業の区分の部分、コミュニティ・プラントの部分とあります。河北のほうにつきましては高度合併処理浄化槽ということで、河北の下水道の普及のときに議論しまして、河北はやらないということで判断されまして、現在、高度合併処理浄化槽の事業エリアとなっておりますけれども、やはり独立企業会計でございますので、そういった意味では使用料の高い安い、それぞれの経営審議会において議論されております。

町民の方々に負担をかけますけれども、受益者負担の観点から言いますと、下水道区域の中では今の使用料ではとても一般会計の繰り出しからでは賄えない。当然、先ほど議員がおっしゃったように、繰り出し基準、繰り出し基準外のところは補助金という形で町の一般会計のほうから補填しておりますけれども、それが上がるようなことがあれば、やはり使用料にメスを入れるというのは当然のことでございますし、お隣の市町なんかでも使用料の見直しはされておるというところで考えておる中では、私といたしましては使用料の改定というものは今後絶対しなくてはいけないというふうに考えております。

国保会計につきましては、子育ての支援でそういった議員の意見がありますけれども、養老町においても執行のほうで内部で検討しましてそういったところをケアするんです

けれども、今後は国保の国保税の中にも恐らく子ども・子育て支援制度に伴います保険料で皆さんお願いする形になりますけれども、子育て支援というのは大切な部分でございますけれども、そういったところは、やはり国民健康保険の運営協議会の中でも議論しながらしっかりと対応していきたいというふうに考えております。以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（早崎百合子君）　11番　水谷久美子君。

○１１番（水谷久美子君）　公共施設における空調の計画的な更新の在り方、また令和６年度においては、農林水産業費の中に当初予算１億4,848万4,000円に対し決算額9,634万933円、不用額を5,214万3,067円と決算した事業内容がありますが、一定金額以上の不用額に対し、事業の硬直化も含め、どのように総合的な検討を加えていくのか、お尋ねし、質問を終わります。

○議長（早崎百合子君）　町長　川地憲元君。

○町長（川地憲元君）　水谷議員の再質問にお答えをさせていただきます。

制度上、例えば住民票の交付、戸籍の交付、そういったようなところは実際に手数料なんかをいただいてやっておりますけれども、事業化におけるやつは、やはり相手もありますし、いろんな関係団体との調整もございます。それを予算の不用額だけで判断するのは私はいかがかなというふうに思いますので、そういった不用額が出ないように担当課のほうでは十分精査しておりますけれども、不用額が出たのはやむを得なかったというような事情、例えば入札差金なんかもございますので、そういったところは御理解いただきたいと思いますけれども、不用額、町民の税金、一般会計、特に町税がやはり財源の主なものでございますので、そういったところは内部で精査しながら行っていきたいというふうに思います。以上でございます。

○議長（早崎百合子君）　ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（早崎百合子君）　質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

日程第５、認定第１号から日程第14、認定第10号までの10議案については、８人の議員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（早崎百合子君）　異議なしと認めます。

よって、日程第５、認定第１号から日程第14、認定第10号までの10議案については、８人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

お諮りします。

ただいま設置されました決算特別委員会に地方自治法第98条第１項の権限を委任することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（早崎百合子君）　異議なしと認めます。

よって、決算特別委員会に地方自治法第98条第１項の権限を委任することに決定いたしました。

○議長（早崎百合子君）　それでは、日程第15、選任第６号　決算特別委員会委員の選任についてを議題とします。

本案は、委員会条例第７条第３項の規定により、議会において選任することになっております。同条第４項の規定では、議長が会議に諮って指名することになっております。

したがいまして、決算特別委員会委員には、１番　佐野伸也君、２番　大橋みち子君、３番　西脇康君、４番　清水由美子君、６番　岩永義仁君、７番　吉田太郎君、10番　松永民夫君、11番　水谷久美子君、以上の８人を指名することといたします。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（早崎百合子君）　異議なしと認めます。

よって、決算特別委員会の委員には、ただいまの８人を選任することに決定いたしました。

ここで暫時休憩といたします。再開時間は後でお知らせします。

なお、休憩中に決算特別委員会を開催し、正・副委員長の互選をお願いいたします。

委員会は４階北委員会室にてお願いをいたします。

（午前10時41分　休憩）

（午前11時00分　再開）

○議長（早崎百合子君）　休憩を解き、再開します。

休憩中に決算特別委員会が開催されました。その結果について決算特別委員会委員長の報告を求めます。

決算特別委員会委員長　清水由美子君。

○決算特別委員長（清水由美子君）　決算特別委員会報告をさせていただきます。

ただいまの休憩中に、委員出席の下に決算特別委員会を開催いたしました。

協議事項は正・副委員長の互選であります。

協議の結果、委員長には、不肖私、清水由美子が投票により、副委員長には吉田太郎委員が指名推選により選任されました。もとより微力な私ではございますが、委員各位の御協力をいただきながら、令和６年度一般会計及び特別会計並びに事業会計の決算審査を行いたいと存じます。

なお、審査に当たっては、議会が決定した予算が町民のためにどう施策展開され、町民の立場から１年間に実現された主要施策がどんな意味を持っていたのかを総括し、新年度の予算議会につなげ生かしていきます。

以上、決算特別委員会の報告といたします。

○議長（早崎百合子君）　決算特別委員会委員長の報告が終わりました。

○議長（早崎百合子君）　それでは、次に、日程第16、議案第48号　養老町議会議員及び養老町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長　川地憲元君。

○町長（川地憲元君）　ただいま上程賜りました議案第48号　養老町議会議員及び養老町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例についての説明をさせていただきます。

公職選挙法施行令の一部を改正する政令が令和７年６月４日に公布、施行されたことに伴い、町の選挙における立候補に係る環境改善を図ることを目的として、養老町議会議員及び養老町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正を行うものでございます。

詳細につきましては、総務課長に補足説明をさせますので、十分な御審議を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（早崎百合子君）　無藤総務課長、演台にて補足説明。

○総務部総務課長（無藤宣宏君）　それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

資料の養老町議会議員及び養老町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例新旧対照表を御覧ください。

選挙の公費負担制度は、立候補者個人の財力などにより立候補の機会や選挙の公平性が失われることを防ぎ、選挙に立候補しやすい環境を整えることを目的として選挙運動の費用を公費により負担する制度でございます。

今回の条例の一部改正は、令和７年６月４日の公職選挙法施行令の一部改正に伴い、選挙運動費用の公費負担制度の対象とされている選挙運動用ビラ、選挙運動用ポスターの作成に係る費用の限度額が引き上げられたことを受け、当町の公費負担制度においても、それぞれ公職選挙法施行令に準じた金額となるよう同様の引上げを行うものです。

金額といたしましては、選挙運動用ビラの作成に係る限度額が１枚当たり「７円73銭」を「８円38銭」とし、選挙運動用ポスターの作成に係る限度額が１枚当たり「541円31銭」を「586円88銭」と改正するものです。

また、附則につきましては、本条例は公布の日から施行することとし、公布の日以後の選挙において本条例を適用するものでございます。

以上で、私からの補足説明とさせていただきます。

○議長（早崎百合子君）　説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は総務民生委員会に付託の上、審査したいと思いますので、ここでの質疑は総括的あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いをいたします。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（早崎百合子君）　６番　岩永義仁君。

○６番（岩永義仁君）　総括的な観点から質疑をさせていただきたいと思います。

今回のこの金額の基準ですね、一体どういう基準をもって引き上げられたのか。例えば物価上昇率に伴ってとか、何かその辺の該当する数字、把握していれば、上位法令があるので、そちらに従ったということであればそれでもいいんですけれども、その根拠的なものを情報を持っておれば、お知らせいただきたいと思います。

○議長（早崎百合子君）　無藤総務課長、演台にて答弁。

○総務部総務課長（無藤宣宏君）　ただいまの岩永議員の御質問についてお答えさせていただきます。

金額につきましては、先ほど申しましたように、公職選挙法施行令の一部改正に従ったものとなっております。その金額の引き上げた根拠に関しましては、やはり昨今の物価高等を考慮したというふうに伺っております。以上でございます。

○議長（早崎百合子君）　ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（早崎百合子君）　質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、総務民生委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（早崎百合子君）　異議なしと認めます。

よって、本案は総務民生委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

○議長（早崎百合子君）　次に、日程第17、議案第49号　養老町監査委員条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長　川地憲元君。

○町長（川地憲元君）　ただいま上程賜りました議案第49号　養老町監査委員条例の一部を改正する条例についての説明をさせていただきます。

地方自治法の一部を改正する法律（令和６年法律第65号）が令和６年６月26日に公布され、公布の日から起算して２年６か月を超えない範囲において政令で定める日から施行されることに伴い、所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、監査委員事務局長に補足説明をさせますので、十分な御審議を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（早崎百合子君）　高橋監査委員事務局長、演台にて補足説明。

○監査委員事務局長（高橋正人君）　それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

別添資料の養老町監査委員条例新旧対照表を御覧ください。

第４条では、地方自治法の改正による引用条項の条ずれに伴い、「第243条の２の８第３項」を「第243条の２の９第３項」に改めるものです。

施行日につきましては、地方自治法の一部を改正する法律（令和６年法律第65号）附則第１条第３号の政令で定める日から施行いたします。

以上で、補足説明とさせていただきます。

○議長（早崎百合子君）　説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は総務民生委員会に付託の上、審査したいと思いますので、ここでの質疑は総括的あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いをいたします。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（早崎百合子君）　質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、総務民生委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（早崎百合子君）　異議なしと認めます。

よって、本案は総務民生委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

○議長（早崎百合子君）　次に、日程第18、議案第50号　養老町職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長　川地憲元君。

○町長（川地憲元君）　ただいま上程賜りました議案第50号　養老町職員の育児休業等に

関する条例等の一部を改正する条例についての説明をさせていただきます。

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律（令和７年法律第５号）が公布されたことに伴い、仕事と家庭の両立支援制度を利用しやすい環境を整えるため、本町の関係条例について所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、総務課長に補足説明をさせますので、十分な御審議を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（早崎百合子君）　無藤総務課長、演台にて補足説明。

○総務部総務課長（無藤宣宏君）　それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

まず、第１条、養老町職員の育児休業等に関する条例の一部改正でございます。

別添資料、養老町職員の育児休業等に関する条例新旧対照表１ページを御覧ください。

本条例の改正は、育児を行う職員が仕事と家庭生活の両立を一層容易にするため、部分休業制度の拡充に伴う改正でございます。

第18条第２号の改正規定は、勤務時間に係る制限を削除するとともに、字句を整理するものです。

第19条の改正規定では、現行の１日につき２時間を超えない範囲内の「部分休業」を「第１号部分休業」と規定するものです。

また、第19条の２から第19条の５まで新たに規定を設け、第19条の２の規定では、１年に10日相当を超えない範囲内、１時間を単位として取得できる部分休業制度として、第２号部分休業を設けることを定めるものです。

第19条の３の規定は、部分休業の請求期間を定めるものです。

第19条の４の規定は、第２号部分休業を取得できる時間を常勤職員は77時間30分、非常勤職員は勤務日１日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間とすることを定めるものです。

第19条の５の規定では、部分休業の申出内容を変更できる場合を定めるものです。

第20条の改正規定は、字句を整理するものです。

第21条の改正規定では、部分休業の取消事由を定めるものです。

次に、第２条、養老町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正でございます。

別添資料５ページ、養老町職員の勤務時間、休暇等に関する条例新旧対照表を御覧ください。

本条例の改正では、この年齢に応じた柔軟な働き方を実現するために、仕事と育児の両立支援制度の利用に係る意向確認等の措置を行うことを規定するものです。

第16条第１項では、条項ずれに伴う参照条項を改めるものです。

第18条の２は、本人またはその配偶者が妊娠したこと等を申し出た職員または３歳に満たない子を養育する職員に対して、仕事と育児の両立支援制度に関する情報提供、制

度に係る意向確認等の措置を行うことを新たに規定するものです。

第18条の３、第18条の４の改正規定は、第18条の２が新設されたことに伴い、順序を整理するものです。

次に、第３条、養老町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正でございます。

別添資料８ページ、養老町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例新旧対照表を御覧ください。

第７条の２の改正規定は、文言を整理するものです。

第16条の改正規定は、部分休業の規定が変更されたことに伴い改めるものです。

最後に、附則についてでございます。

第１項は、施行日についてでございます。令和７年10月１日から施行いたします。ただし、附則第３項の規定は公布の日から施行いたします。

第２項は、養老町職員の育児休業等に関する条例に関する経過措置を定めるもので、令和７年度における第２号部分休業の請求可能期間が平年の半分の６月になるため、今年度における第２号部分休業の請求可能な時間を平年の半分の時間とするとの規定でございます。

第３項は、養老町職員の勤務時間、休暇等に関する条例に関する経過措置を定めるもので、改正後の条例に基づく個別の周知、意向確認の対象外となる３歳に満たない子を養育する職員に対しても、これに準じた措置を講ずることができるとの規定でございます。

以上で、議案第50号　養老町職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例についての補足説明とさせていただきます。

○議長（早崎百合子君）　説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は総務民生委員会に付託の上、審査したいと思いますので、ここでの質疑は総括的あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いをいたします。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（早崎百合子君）　６番　岩永義仁君。

○６番（岩永義仁君）　総括的な観点で質疑を行いたいと思います。

今回の条例改正の働きながら子育てする養老町職員の状況の待遇改善、非常に好意的に受け取っておりますし、ぜひ民間にも波及していく、そういう指標となるべきいいものだなというふうに捉えておりますが、実際、実を伴わないと意味がないと思っております。

現状の養老町、近年のこの育児休暇の取得率、男女比と、特に常勤・非常勤で差があ

るのかないのか、この辺りについて御説明願いたいと思います。

○議長（早崎百合子君）　無藤総務課長、演台にて答弁。

○総務部総務課長（無藤宣宏君）　ただいまの岩永議員の御質問に私のほうから回答させていただきます。

近年の養老町の職員の育児休業の取得率についてでございますけれども、手元に資料のある令和２年度からお答えさせていただきますと、まず男性職員につきましては、育児休業が取得可能な職員数としましては14人と、そのうち育児休業取得者数に関しましては２人、14.3％でございます。女性に関しましては、育児休業取得可能な職員が４人、女性に関しましては、育児休業に関しましては100％、４人取得しております。

令和３年度についてでございますが、育児休業可能な職員数としまして、男性が10人、この年度に関しましては、男性については育児休業を取得した者がおりませんでしたのでゼロ％ということでございます。女性職員に関しましては、前年度と同じく４人、取得率に関しても100％でございます。

令和４年度につきましては、育児休業取得可能職員数、男性が７人、そのうち取得者数が２人、28.6％。女性に関しましては、育児休業取得可能職員数７人、こちらは７人で100％となっております。

次に、令和５年度ですが、育児休業取得可能職員数、男性職員が11人、そのうち育児休業取得者数が３人、27.3％。女性につきましては、育児休業取得可能職員が４人、こちらも４人、100％取得しております。

令和６年度におきましては、育児休業取得可能職員数が男性職員が６人、このうち育児休業取得者数が４人、66.7％。女性職員につきましては４人、そのうち育児休業取得者数は４人で100％という形になっております。以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（早崎百合子君）　６番　岩永義仁君。

○６番（岩永義仁君）　先ほどの質問で、常勤・非常勤の差があるのかということに御答弁いただいていないので追加で答弁いただきたいのと、今回の今の答弁から分かったんですけど、女性はこの令和２年度から６年度までの間で100％の取得率に対して男性の取得率が１割から２割ぐらいなんですかね、ざっくりなのできちんと計算できていないですけれども、非常に低い状況なんですけれども、この理由の要因というのは分析されておるんですかね。例えば、キャリア形成に阻害があるなんていうことは今の時代あってはいけないことですけど、そういったことを危惧されておるとか、何かしらのこの要因分析をされておれば御説明いただきたいんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（早崎百合子君）　無藤総務課長、自席で答弁。

○総務部総務課長（無藤宣宏君）　ただいまの岩永議員の御質問について回答させていただきます。

まず非常勤職員についてですが、非常勤職員については育児休業の取得可能な職員がいなかったという形でございます。

あと、男性職員の取得率が低いという問題についてでございますが、こちらもちょっと率が低いという理由に関しては、ちょっと内容を精査しておりませんけれども、やはりこれからの時代、男性についても育児休業を取れる、なるべくというか100％に近づけていくような形にしたいと思いますので、そういった体制ですとか制度ですね、さらにまた整備してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（早崎百合子君）　６番　岩永義仁君。

○６番（岩永義仁君）　これ、ちょっと町長の見解というか、ここでお話しいただきたいなと思うんですけど、今言われたように、キャリア形成であったりとか、働きながら子育てする環境をしっかり養老町職員に対して勧奨していただくというようなことを町長の口から御説明いただきたいなと思うんですけれど、いかがですかね。

○議長（早崎百合子君）　町長　川地憲元君。

○町長（川地憲元君）　岩永議員の御質問にお答えさせていただきます。

管理職を通じまして課長会議、部長会議の席では取りやすいような環境づくりに努めなさいと。ましてやそういった職員に対しては、手を挙げるようにということは日頃口酸っぱく言わせていただいておりますので、積極的に取れるように勧奨はしていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（早崎百合子君）　ほかに質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（早崎百合子君）　11番　水谷久美子君。

○１１番（水谷久美子君）　出生時の両立支援制度などの請求についてですけれども、例えば１人の出産、出産が２人になった場合、３人になった場合、近年よく聞くんですが、そういう１人以外の双子とか三つ子などに対する配慮といいますか、その辺はこの支援制度の中で、何といいますか、拡充といいますか、配慮みたいのはあるんでしょうか。

○議長（早崎百合子君）　無藤総務課長、演台にて答弁。

○総務部総務課長（無藤宣宏君）　ただいま水谷議員から御質問のあったことに関しまして私のほうから回答させていただきます。

今おっしゃったのは多児の場合ということだと思うんですけれども、申し訳ありません、ちょっとただいま手元に資料のほうがございませんので、後ほど回答させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。以上です。

○議長（早崎百合子君）　ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（早崎百合子君）　質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、総務民生委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（早崎百合子君）　異議なしと認めます。

よって、本案は総務民生委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

○議長（早崎百合子君）　次に、日程第19、議案第51号　養老町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長　川地憲元君。

○町長（川地憲元君）　ただいま上程賜りました議案第51号　養老町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての説明をさせていただきます。

養老町学校のあり方検討委員会の答申を踏まえ、今後の学校の再編を円滑に推進し、具体的に協議をしていくため、養老町立小学校再編準備委員会を設置することから、当該委員の委員報酬等について所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、教育総務課長に補足説明をさせますので、十分な御審議を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（早崎百合子君）　尾前教育総務課長、演台にて補足説明。

○教育委員会教育総務課長（尾前眞理君）　それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

これまで養老町学校のあり方検討委員会において、本町が目指す将来の学校像について、諮問に対する答申に向け協議を重ねてまいりました。このたび、先月８月20日に委員長から町教育長へ答申書が提出されたことに伴い、学校のあり方検討委員会を閉会し、今後は学校の再編に伴う様々な課題に対し具体的に協議をするため、養老町立小学校再編準備委員会を設置することから、当該委員会委員の報酬等について所要の改正を行うものです。

別添資料の養老町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例新旧対照表を御覧ください。

今回の改正では、別表中の学校のあり方検討委員会委員の項を削り、小学校再編準備委員会委員の報酬として日額4,800円とする規定を新たに加えるものであります。

費用弁償については、他の委員と同様に、議員に支給する旅費の例によるものといたします。

なお、この条例は公布の日から施行いたします。

以上で、補足説明とさせていただきます。

○議長（早崎百合子君）　説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は総務民生委員会に付託の上、審査したいと思いますので、ここでの質疑は総括的あるいは大綱的な質疑にとどめていただきますようお願いをいたします。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（早崎百合子君）　質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、総務民生委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（早崎百合子君）　異議なしと認めます。

よって、本案は総務民生委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

○議長（早崎百合子君）　次に、日程第20、議案第52号　養老町上下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長　川地憲元君。

○町長（川地憲元君）　ただいま上程賜りました議案第52号　養老町上下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についての説明をさせていただきます。

地方自治法の一部を改正する法律（令和６年法律第65号）が令和６年６月26日に公布され、公布日から起算して２年６か月を超えない範囲において政令で定める日から施行されることに伴い、所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、水道課長に補足説明させますので、十分な御審議を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（早崎百合子君）　加納水道課長、演台にて補足説明。

○産業建設部水道課長（加納康宏君）　それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

別添資料の養老町上下水道事業の設置等に関する条例新旧対照表の１ページを御覧ください。

本条例の一部改正につきましては、関係法令の改正により、本条例中の引用条項にずれが生じるため、所要の改正を行うものです。

第５条中「第243条の２の８第８項」を「第243条の２の９第８項」に改めるものです。

施行日については、この条例は地方自治法の一部を改正する法律（令和６年法律第65

号）附則第１条第３号の政令で定める日から施行します。

以上で、議案第52号　養老町上下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についての補足説明とさせていただきます。

○議長（早崎百合子君）　説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は産業建設委員会に付託の上、審査したいと思いますので、ここでの質疑は総括的あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いをいたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（早崎百合子君）　質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、産業建設委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（早崎百合子君）　異議なしと認めます。

よって、本案は産業建設委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

○議長（早崎百合子君）　次に、日程第21、議案第53号　養老町上水道事業給水条例及び養老町下水道条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長　川地憲元君。

○町長（川地憲元君）　ただいま上程賜りました議案第53号　養老町上水道事業給水条例及び養老町下水道条例の一部を改正する条例についての説明をさせていただきます。

令和６年１月に発生しました能登半島地震では、広範囲の家屋の破損や地元市町の指定業者の被災により指定事業者の確保が困難となり、給排水設備の復旧が長期化したことを踏まえ、災害等の場合には、町の指定事業者の確保が困難であると判断されるときは、他の市町村長及び地方公営企業法第７条の規定に置かれた水道事業、下水道事業の管理者が指定した事業者による工事の実施を可能にする必要があるため、所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、水道課長に補足説明させますので、十分な御審議を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（早崎百合子君）　加納水道課長、演台にて補足説明。

○産業建設部水道課長（加納康宏君）　それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

別添資料１ページの養老町上水道事業給水条例新旧対照表（第１条関係）を御覧くだ

さい。

第７条の工事の施行では、第１項に「ただし、災害その他非常の場合において、町長が他の市町村長（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第７条の規定により置かれた水道事業の管理者を含む。以下この項において同じ。）又は他の市町村長が法第16条の２第１項の指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。」を加えるものです。

次に、２ページの養老町下水道条例新旧対照表（第２条関係）を御覧ください。

第７条の排水設備指定工事店の指定では、第１項に「ただし、災害その他非常の場合において、町長が他の市町村長（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第７条の規定により置かれた下水道事業の管理者を含む。）の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。」を加え、第22条の占用では、第２項第４号の「（昭和27年法律第292号）」を削るものです。

施行日については、この条例は公布の日から施行します。

以上で、議案第53号　養老町上水道事業給水条例及び養老町下水道条例の一部を改正する条例についての補足説明とさせていただきます。

○議長（早崎百合子君）　説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は産業建設委員会に付託の上、審査したいと思いますので、ここでの質疑は総括的あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いをいたします。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（早崎百合子君）　10番　松永民夫君。

○１０番（松永民夫君）　災害時における水道工事の関係ですが、他の市町村が認めた水道事業者を当町が使えるという条例やと思っておりますが、大きな災害があった場合、この西濃地域がそのような災害に遭った場合は、近隣の市町村の事業者も多分使えないと私は推測するわけですが、そういう大きな災害があった場合、他の市町村というのはどの辺まで推測されるのか。多分この辺だと愛知県とか三重県とか、そういうのも使えるということでよろしいでしょうか。

○議長（早崎百合子君）　町長　川地憲元君、演台にて答弁。

○町長（川地憲元君）　松永議員の御質問にお答えをさせていただきます。

おっしゃるとおりで、まず能登の場合でも被災された市を責任持って、大きい例えば横浜市とか水道局とか、名古屋市とか、そういったところということで、一応県内外、県外ですね、県外も対象になってくるということでございます。

○１０番（松永民夫君）　はい、分かりました。

○議長（早崎百合子君）　ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（早崎百合子君）　質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、産業建設委員会に付託の上、審査することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（早崎百合子君）　異議なしと認めます。

よって、本案は産業建設委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

○議長（早崎百合子君）　次に、日程第22、同意第６号　教育委員会委員の任命同意についてを議題といたします。

本件は、同意の人事案件につき、提案理由の説明を受け、質疑を行い、討論は省略することとし、採決を行います。

それでは、町長より提案理由の説明を求めます。

町長　川地憲元君。

○町長（川地憲元君）　ただいま上程賜りました同意第６号　教育委員会委員の任命同意について説明をさせていただきます。

養老町教育委員会委員である松永恒雄氏の任期が令和７年10月７日をもって満了となりますが、引き続き同氏を教育委員会委員として任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第２項の規定により同意を求めるものでございます。

住所、岐阜県養老郡養老町大場630番地、氏名、松永恒雄氏。

なお、任期につきましては、令和７年10月８日から令和11年10月７日までの４年間となります。よろしくお願いいたします。

○議長（早崎百合子君）　説明が終わりました。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（早崎百合子君）　質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（早崎百合子君）　挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

○議長（早崎百合子君）　次に、日程第23、議案第54号　岐阜県市町村会館組合規約の変

更に関する協議について及び日程第24、議案第55号　岐阜県市町村会館組合の解散及び財産処分並びに事務の承継等に関する協議についてを一括議題として上程いたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長　川地憲元君。

○町長（川地憲元君）　ただいま一括上程賜りました議案第54号　岐阜県市町村会館組合規約の変更に関する協議について及び議案第55号　岐阜県市町村会館組合の解散及び財産処分並びに事務の承継等に関する協議についてを説明させていただきます。

岐阜県市町村会館組合が令和８年３月31日をもって解散するため、規約の変更に関する協議と解散及び財産の処分並びに承継等に関する協議について議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、総務課長に補足説明をさせますので、十分な御審議を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（早崎百合子君）　無藤総務課長、演台にて補足説明。

○総務部総務課長（無藤宣宏君）　それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

最初に、岐阜県市町村会館組合の沿革と現況を御説明させていただきます。

岐阜県市町村会館組合、以下「会館組合」と呼称します。会館組合は、昭和30年に県下全市町村をもって組織する特別地方公共団体として設立され、同時に岐阜市司町に岐阜県市町村会館を建設し、岐阜県市長会、一般財団法人岐阜県市町村振興協会、岐阜県市議会議長会、岐阜県町村会、岐阜県町村議会議長会、岐阜県市町村職員共済組合、以下、これらを「市町村関係団体」と呼称します。それらの団体の事務所等として管理運営してきましたが、建物の老朽化もあって平成６年に会館建物を取り壊し、市町村関係団体の新たな事務所を確保するため、同年県が新たに建設した岐阜市薮田南の岐阜県県民ふれあい会館の13階を借り受け、入居費等を支払う事務と従前からの市町村税である軽自動車税の申告に関する事務を行っているところでございます。

会館組合の事務局は、県下21町村が加盟する岐阜県町村会がこれを預かっております。また、15市21町村22一部事務組合３広域連合の常勤の職員に対する退職手当の支給に関する事務を共同処理している岐阜県市町村職員退職手当組合、以下「退職手当組合」と呼称します。そちらも同じく岐阜県町村会がこれを預かっており、２つの一部事務組合に所属する職員が相互に異動しながらおのおの所管する事務を処理しておりました。

これまで議会を異にする２つの一部事務組合が併存することで、内容を同じくする各種例規の制定改廃をする必要があるなど事務効率の面で問題が生じておりました。

そこで、このたび会館組合が所管する事務を整理することで、会館組合を解散するものです。

次に、具体的な手続及びその内容について御説明いたします。

議案第54号は、一部事務組合の解散に伴う事務の承継については地方自治法には規定がないことから、会館組合の規約に地方自治法施行令第218条の２の規定による特別の定めを追加するよう規約の改正をするに当たり岐阜県知事の許可を受ける必要があるため、地方自治法第286条の規定に基づく関係地方公共団体の協議について、同法第290条の規定に基づき議会における議決を求めるものです。

具体的には、解散時の事務の承継及び決算の調整、審査認定について、本町を含む42の市町村で協議して定めるという規定を規約に加えるもので、協議書に代わる同意書により関係地方公共団体の協議が調ったこととするものです。

本件、通例では関係地方公共団体の長の連署による協議書を作成するものではありますが、県下42市町村の長が一の協議書に連署することが難しいため、同一文面での同意書をもって協議書に代えて岐阜県知事の許可を得ることとしております。

次の議案第55号は、一部事務組合の解散に当たっては、地方自治法第288条の規定により知事への届出をするに当たり関係地方公共団体の協議が必要とされ、協議には同法第290条の規定により関係地方公共団体の議会の議決を要するものとされています。

また、財産処分は、同法第289条の規定に基づき関係地方公共団体の協議が必要とされ、この協議についても同法第290条の規定により関係地方公共団体の議会の議決を要するものとされています。

これに加え、議案第54号による改正後の規約第12条第１項の規定により、組合の解散に伴う事務の承継にあっては、組合を組織する市町村がその議会の議決を経て行う協議をもって定めることとなります。

そこで、別紙の協議書に代わる同意書の内容について議決を求めるものであります。

それでは、同意書の内容について説明いたします。

なお、これから説明することにつきましては、いずれも新たに本町を含む構成団体の経費負担や事務負担を生じさせるようなものではなく、現状の取扱いを整理し、簡略化する趣旨であることをあらかじめお断りしておきます。

１．会館組合は、令和８年３月31日をもって解散すること。

２．解散に伴う財産処分について、会館組合が所有する２つの基金のうちふれあい会館入居基金５億7,369万円については、市町村関係団体のふれあい会館への入居に当たり、当時の県下85町村の負担軽減を図ることを目的に岐阜県町村会から平成６年、平成８年に指定寄附を受けたものであり、その条件として、寄附の目的が消滅した場合については寄附金額の全額を岐阜県町村会へ返還することとしているので、寄附を受けた会館組合が解散することに伴い、岐阜県町村会に全額を返還すること。なお、平成の合併により市に編入された、あるいは町村同士で合併して市となった旧町村は、その時点で岐阜県町村会から脱退しているので、当時の取決めどおり岐阜県町村会に返還するもので、返還した後は岐阜県町村会が当該基金の取扱い、処分を決めることになります。

基金のうち財政調整積立金5,200万円余りについては、直近令和７年度の軽自動車税特別調査事務市町村負担金の納入割合に応じ42市町村で分配することとします。なお、基金以外に会館組合に属する財産は、不動産、動産いずれもありません。

３．解散に伴う事務の承継等について、(1)現に共同処理している事務のうち、ふれあい会館への入居事務については、現に入居している市町村関係団体がおのおの直接ふれあい会館の運営を所管する県文化創造課に行うこと。(2)現に共同処理している事務のうち、軽自動車税の申告に関する事務については、新たに本町を含む42市町村で任意の協議会（（仮称）岐阜県軽自動車税事務共同処理協議会）を組織し、これが引き続き岐阜県軽自動車協会連合会岐阜事務所との委託契約や申告書諸様式の印刷契約に当たること。なお、事務局は引き続き岐阜県町村会に置くこと。また、これまで軽自動車税の申告に関する事務の人件費負担として市町村負担金から年間0.04人分を支出しておりましたが、新たに組織する任意の協議会においては人件費負担は計上しないこととしております。(3)及び(4)は、法律の規定により解散の日をもって会計が廃止され、出納整理期間の適用のない打切り決算となりますが、議案第54号の協議による改正後の会館組合規約第12条第１項の規定に基づき、関係地方公共団体の協議により打ち切り決算の審査及び認定の取扱いを定めるものです。(3)この打切り決算の審査及び認定は、解散時の組合長の市町村で行い、当該市町村の長は、その決算を当該認定する議会の議決とともに関係市町村の長に報告しなければならないこと。(4)本町を含む関係市町村の長は、前号の規定による報告があったときは、直ちに決算の要領を公表するものとすること。なお、通常、一部事務組合の解散に伴う打切り決算には未収・未払い金を計上する必要があるなど通常年の決算状況とは異なりますが、会館組合においては、これら未収・未払い金がないことを確認しております。(5)打切り決算後の歳計現金は、軽自動車税の申告に関する事務を承継する任意の協議会に譲渡すること。(6)会館組合が所有する公用文書は、それぞれ職員の人事に関する文書は退職手当組合が承継し、軽自動車税の申告に関する事務に関する文書は任意の協議会が承継し、それ以外の文書は岐阜県町村会が承継すること。

４．職員の処遇等について、(1)解散時に在職する４名の職員は、定数条例を改正後の退職手当組合の職員として身分を引き継ぐこと。(2)これに伴い、過去に会館組合が退職手当組合に納入した負担金の累計額と会館組合の退職者に支払われた退職手当の累計額は、退職手当組合の負担金・給付金累計額に計上されるものであること。(3)あわせて、当該職員に係る令和７年度分の地方公務員公務災害基金の精算等は、岐阜県市町村職員退職手当組合が行うこと。前述のとおり、いずれも新たに本町の経費負担や事務負担が生ずるものではなく、現状の取扱いを整理し、簡略化するものです。

５．この協議に定めのない事項または疑義が生じた事項は、組合の構成団体がその都度協議して定めるものとすること。

同意書の内容説明は以上となります。

以上で、議案第54号　岐阜県市町村会館組合規約の変更に関する協議について及び議案第55号　岐阜県市町村会館組合の解散及び財産処分並びに事務の承継等に関する協議についての補足説明とさせていただきます。

○議長（早崎百合子君）　説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は総務民生委員会に付託の上、審査したいと思いますので、ここでの質疑は総括的あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いをいたします。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（早崎百合子君）　質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、総務民生委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（早崎百合子君）　異議なしと認めます。

よって、本案は総務民生委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

○議長（早崎百合子君）　次に、日程第25、議案第56号　岐阜県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岐阜県市町村職員退職手当組合規約の変更に関する協議についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長　川地憲元君。

○町長（川地憲元君）　ただいま上程賜りました議案第56号　岐阜県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岐阜県市町村職員退職手当組合規約の変更に関する協議についての説明をさせていただきます。

岐阜県市町村退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び本組合規約の変更につきましては、地方自治法第286条第１項の規定に基づき、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、総務大臣の許可を受ける必要がございます。

また、同法第290条の規定により、その協議につきましては議会の議決を経なければならないとされていることから、議会の議決を求めるものでございます。

また、岐阜県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少につきましては、岐阜県市町村会館組合が令和８年３月31日をもって解散するため、脱会する旨の申出によるものでございます。

また、議会定例会資料の１ページにもございますように、岐阜県市町村退職手当組合

改正の内容につきましては、岐阜県市町村会館組合の脱会に伴い、別表中から「、岐阜県市町村会館組合」を削除するものでございます。

施行日につきましては、令和８年４月１日から施行とさせてもらいます。

以上、議案第56号　岐阜県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岐阜県市町村職員退職手当組合規約の変更に関する協議についての提案説明とさせていただきます。

○議長（早崎百合子君）　説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は総務民生委員会に付託の上、審査したいと思いますので、ここでの質疑は総括的あるいは大綱的な質疑にとどめていただきますようお願いをいたします。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（早崎百合子君）　質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、総務民生委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（早崎百合子君）　異議なしと認めます。

よって、本案は総務民生委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

○議長（早崎百合子君）　次に、日程第26、議案第57号　令和７年度養老町一般会計補正予算（第６号）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長　川地憲元君。

○町長（川地憲元君）　ただいま上程賜りました議案第57号　令和７年度養老町一般会計補正予算（第６号）につきまして、その概要を説明させていただきます。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ１億7,623万6,000円を追加し、予算総額を131億5,496万3,000円とするものでございます。

主な補正の内容は、中学校校舎等施設整備事業、地区公民館維持管理費及び子ども・子育て支援事業などでございます。

詳細につきましては、総務部長、住民福祉部長、産業建設部長、教育委員会事務局長、消防長にそれぞれ補足説明させますので、十分な御審議を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（早崎百合子君）　川口総務部長、演台にて補足説明。

○総務部長（川口智也君）　それでは、私のほうから総務部関係の補足説明をさせていた

だきます。

最初に歳出から説明をさせていただきます。

11、12ページを御覧ください。

款３民生費、項１社会福祉費、１目社会福祉総務費の物価高騰に伴う低所得世帯支援事業では、令和６年度物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の給付金・定額減税一体支援枠（事務費分）について、実績額の確定に伴い返還金732万円を計上いたしました。

次に、歳入について説明をさせていただきます。

７、８ページを御覧ください。

款14国庫支出金、項２国庫補助金、１目総務費国庫補助金では、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金として1,199万5,000円を増額いたしました。

款19繰越金、項１繰越金、１目繰越金では、財源が不足する額1,784万4,000円を増額しました。

以上で、総務部関係の補足説明とさせていただきます。

○議長（早崎百合子君）　近藤住民福祉部長、演台にて補足説明。

○住民福祉部長（近藤真由美君）　それでは、私のほうから住民福祉部関係の補足説明をさせていただきます。

最初に、歳出について御説明申し上げます。

11、12ページを御覧ください。

款３民生費、項１社会福祉費、１目社会福祉総務費の障害者自立支援給付事業では、令和６年度実績報告に伴い生じた障害者自立支援給付費国庫負担金の返還金及び岐阜県障害者自立支援給付費等負担金の返還金として930万円を計上いたしました。

９目後期高齢者医療費の後期高齢者医療事務費事業では、岐阜県後期高齢者医療広域連合への療養給付費負担金等の納入超過分4,179万8,000円を財源更正いたしました。

次に、項２児童福祉費、１目児童福祉総務費の児童手当事務事業では、令和６年度国庫交付金及び県費負担金の実績報告に伴い生じた返還金２万6,000円、公立認定こども園等関係事務事業では、子ども・子育て支援体制整備補助金の令和６年度の実績報告に伴い生じた返還金１万4,000円、公立認定こども園等維持管理事業では、船附こども園プールサイド床張り替えなど施設修繕料252万9,000円、洗濯機購入代及び処分手数料17万3,000円、旧みたま保育園解体撤去に係る負担金及び旧上多度こども園の管理に係る負担金672万8,000円をそれぞれ計上いたしました。

さらに、障害児通所給付事業では、障害児通所給付費のサービス利用者の増加に伴い、扶助費5,908万、令和６年度実績報告に伴い生じた障害児入所給付費等国庫負担金及び県負担金の返還金607万9,000円を増額いたしました。

子ども・子育て支援事業のうち、子ども・子育て事務事業では、子ども・子育て支援

交付金の令和６年度の実績報告に伴い生じた返還金194万5,000円、病児保育事業では、子ども・子育て支援施設整備交付金の令和６年度の実績報告に伴い生じた返還金56万9,000円、保育対策総合支援事業では、保育対策総合支援事業費補助金の令和６年度の実績報告に伴い生じた返還金２万1,000円を計上いたしました。

子育て世帯支援事業では、物価高騰の影響を受けている子育て世帯の経済的な負担軽減を図るため、中学生以下の子供を養育する保護者等に対し、子供１人につき5,000円分のギフトカード代として報償費1,110万円を含む配付費用1,288万3,000円を計上いたしました。

また、地域こどもの生活支援強化事業では、こども食堂運営事業補助として17万2,000円計上いたしました。

２目児童措置費の施設等利用給付事業では、子育てのための施設等利用給付交付金の令和６年度国庫交付金及び県費負担金の実績報告に伴い生じた返還金４万円を計上いたしました。

款４衛生費、項１保健衛生費、１目保健衛生総務費の母子保健事業では、健診器具の滅菌のための全自動高圧蒸気滅菌器購入代64万9,000円及び母子保健衛生費国庫補助金の令和６年度実績報告に伴い生じた返還金26万6,000円をそれぞれ計上いたしました。

また、医療機関等物価高騰対策支援事業では、医療施設に対する物価高騰対策支援金96万円を計上いたしました。

また、２目予防費の予防接種事業及び健康増進事業では、感染症予防事業費国庫補助金の令和６年度の実績報告に伴い生じた返還金、合わせて５万5,000円を増額するとともに、新型コロナウイルス感染症ワクチン接種事業の新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金返還金、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金返還金、合わせて70万9,000円を計上いたしました。

４目斎苑費では、養老町斎苑清華苑老朽化危険度調査業務として585万6,000円を増額いたしました。

６目保健センター費の保健センター維持管理事業では、消防設備修繕費及び保健センター１階事務室空調機更新工事として192万6,000円を増額いたしました。

項２清掃費、１目塵芥処理費では、ごみ分別アプリ対応登録文言翻訳委託料等で70万円増額いたしました。

次に、歳入について説明させていただきます。

７、８ページを御覧ください。

款14国庫支出金、項１国庫負担金、１目民生費国庫負担金の児童福祉費負担金では、障害児通所給付費国庫負担金として2,954万円を増額いたしました。

また、項２国庫補助金、２目民生費国庫補助金の児童福祉費補助金では、母子家庭等対策総合支援事業費補助金として11万4,000円を増額いたしました。

款15県支出金、項１県負担金、１目民生費県負担金の児童福祉費負担金では、障害児通所給付費県負担金として1,477万円を増額いたしました。

款20諸収入、項４雑入、１目過年度収入の過年度収入で、令和６年度の額確定に伴い、福祉医療費助成事業補助金998万円、障害者医療費国庫負担金203万9,000円、養育医療精算金の母子保健衛生費国庫負担金11万5,000円及び母子保健衛生費県負担金５万7,000円、子育てのための施設等利用給付交付金県負担金1,000円を計上いたしました。

２目雑入では、令和６年度後期高齢者療養給付費負担金精算金4,133万円及び後期高齢者保健事業費負担金精算金46万8,000円を計上いたしました。

以上で、住民福祉部関係の補足説明とさせていただきます。

○議長（早崎百合子君）　竹中産業建設部長、演台にて補足説明。

○産業建設部長（竹中　修君）　それでは、私からは産業建設部関係の補足説明をさせていただきます。

最初に、歳出から説明をさせていただきます。

13、14ページを御覧ください。

款６農林水産業費、項１農業費、３目農業振興費の就業改善センター維持管理費では、中央熱源方式の空調設備が設置されていましたが、老朽化に伴い故障が頻発していたため、個別空調機に順次改修を進めており、今回改修が未実施であった２階和室について新たに空調機を設置するため、工事請負費として326万7,000円を増額いたしました。

次に、５目土地改良費の町単土地改良事業費では、土地改良施設の樹木伐採の委託料として20万6,000円を増額し、農業経営高度化支援事業費では、養老町大巻土地改良区が実施するかんがい排水事業について、事業費の負担軽減のため支援される国・県からの補助金割当額が増額されたことに伴い、補助金として50万円を増額いたしました。

また、農業水利施設省エネ推進事業費では、国の補助事業を活用し、土地改良施設の電気料の価格高騰分の一部を補助するもので、補助金として88万9,000円を計上いたしました。

次に、款７商工費、項１商工費、２目商工業振興費のYOROffice維持管理事業費では、教育を通じた関係人口の拡大を図るため、小学生等に未来の仕事体験・特別授業を目的としたＳＤＧｓキッズスタートアップアドベンチャーを実施するため、委託料として104万5,000円を増額し、３目観光費の養老公園回遊性向上事業費では、現在運行しているシャトルバスについて、養老公園養老天命反転地が開園30周年を迎えたことや、まるごと肉まつり養老など秋以降に開催されるイベントにより多くの来園者が訪れることから、10月以降の運行に対応するため132万円を増額いたしました。

また、東海自然歩道及び養老山頂登山道維持管理費では、白石地内に設置されている東海自然歩道通行者が利用する公衆トイレが老朽化しており、地域から撤去の要望を受けたことから、負担金114万6,000円を増額いたしました。

次に、款８土木費、項４都市計画費、１目都市計画総務費の空家等対策事業において相談件数の増加に伴い、空き家・空き地バンクへの登録物件調査費33万円を増額いたしました。

次に、歳入について御説明をさせていただきます。

７、８ページを御覧ください。

款15県支出金、項２県補助金、４目農林水産業費県補助金では、農業経営高度化支援事業費補助金50万円を増額し、農業水利施設省エネ推進事業費補助金では、農業水利施設省エネ推進事業費補助金88万9,000円を計上いたしました。

次に、９、10ページを御覧ください。

款21町債、項１町債、４目農業債では、農業施設改修事業債320万円を計上いたしました。

以上で、産業建設部関係の補足説明とさせていただきます。

○議長（早崎百合子君）　中島教育委員会事務局長、演台にて補足説明。

○教育委員会事務局長（中島恵美君）　それでは、私のほうから教育委員会関係の補足説明をさせていただきます。

最初に、歳出から説明させていただきます。

13、14ページを御覧ください。

款10教育費、項１教育総務費、２目事務局費の留守家庭児童教室事業では、令和６年度子ども・子育て支援交付金の実績報告に伴い、国庫補助金額が確定したことから、返還金85万8,000円を増額いたしました。

次に、小学校再編準備事業では、これまで協議してきた養老町学校のあり方検討委員会での答申を踏まえ、今後は新たに小学校再編準備委員会を設置し、新たな学校づくりの基本方針、整備手法、事業手法の検討、さらには跡地利用の検討など、様々な課題に対し専門部会を設け具体的に協議を進めるため、小学校再編準備検討業務に係る運営支援業務委託料として150万7,000円を増額するとともに、委員報酬並びに旅費等に要する経費として20万3,000円を増額いたしました。

なお、補正予算に伴う人件費の詳細につきましては、17ページに給与費明細書を添付させていただいておりますので、そちらを御覧ください。

次に、15、16ページを御覧ください。

項３中学校費、１目学校管理費の中学校校舎等施設整備事業では、高田中学校屋内運動場において照明器具の球切れにより照度が低くなっており、悪天候や夜間の活動に支障を来していることから、高田中学校照明器具更新工事費として2,426万6,000円を増額いたしました。

次に、３目学校給食費の中学校給食管理事務では、高田中学校において給食備品であるコンビオーブンが経年劣化により故障し、使用できなくなったことから、給食の献立

に支障を来すことがないようコンビオーブン一式を購入するため、備品購入費363万円を増額いたしました。

次に、項４社会教育費、３目公民館費の公民館維持管理費では、中央公民館に設置されている地下タンク貯蔵所において、近年の危険物地下貯蔵タンクからの流出事故の増加に伴い、地下貯蔵タンクからの危険物流出による被害の拡大を阻止するため、腐食を防止するための流出事故防止対策を講じる必要があることから、鋼製地下タンク内面ＦＲＰライニング施工として269万9,000円を増額いたしました。

また、中央公民館地下タンク貯蔵所において定期点検時に町民会館機械室への油送管の一部から漏えいが認められ、早急に改善する必要があることから、危険物施設修繕工事として214万5,000円を増額いたしました。

次に、産業文化会館維持管理費並びに地区公民館維持管理費では、産業文化会館及び広幡公民館において電気工作物が経年使用により更新時期が経過していることから、今後、突発的な停電事故等につながるおそれがあるとして、電気工作物の一部を改修または更新するため、産業文化会館高圧受変電設備改修工事として160万9,000円を、広幡公民館高圧受変電設備改修工事として146万2,000円をそれぞれ増額いたしました。

また、多芸公民館及び日吉公民館において空調機器が老朽化に伴い故障し、稼働しなくなったことから、当施設は指定避難所にもなっていることもあり緊急に空調機器を更新する必要があるため、多芸公民館大会議室及び小会議室空調機器更新工事として542万5,000円を、日吉公民館大会議室及び和室空調機器更新工事として572万9,000円をそれぞれ増額いたしました。

続いて、歳入について説明をさせていただきます。

７、８ページを御覧ください。

款14国庫支出金、項２国庫補助金、５目教育費国庫補助金では、高田中学校屋内運動場照明器具更新工事について、国庫補助金の学校施設環境改善交付金及び町債の学校教育施設等整備事業債を活用する予定でありましたが、このたび国庫補助金が不採択となったことから取り下げることとしたため、学校施設環境改善交付金345万6,000円を減額いたしました。

次に、款20諸収入、項４雑入、２目雑入では、産業文化会館高圧受変電設備改修工事に伴う商工会負担金として61万円を増額いたしました。

次に、９、10ページを御覧ください。

款21町債、項１町債、７目教育債の中学校債では、高田中学校屋内運動場照明器具更新工事について、先ほどの国庫補助金の学校施設環境改善交付金の取下げに伴い、学校教育施設等整備事業債も併せて取り下げるため510万円を減額するとともに、新たに脱炭素化推進事業債2,320万円を増額いたしました。さらには、高田中学校屋内運動場空調設備設置工事に伴い、緊急防災・減災事業債として1,660万円を増額いたしました。

次に、社会教育債では、社会教育施設空調整備工事に伴う町債、緊急防災・減災事業債として多芸公民館空調機更新工事分に540万円を、日吉公民館空調機更新工事分に570万円をそれぞれ増額いたしました。

続いて、４ページを御覧ください。

第２表　債務負担行為補正では、小学校再編準備事業において複数年にわたり継続的に検討業務が遂行されることから、小学校再編準備検討業務委託料として1,436万6,000円を追加いたしました。

続いて、第３表　地方債補正では、高田中学校屋内運動場照明器具更新工事及び空調設備設置工事の学校教育施設等整備事業債の計上に伴い、補正後の限度額を１億2,510万円に変更いたしました。

最後に、多芸公民館及び日吉公民館の空調機更新工事の社会教育施設整備事業債の計上に伴い、補正後の限度額を2,040万円に変更いたしました。

以上で教育委員会関係の補足説明とさせていただきます。

○議長（早崎百合子君）　大倉消防長、演台にて補足説明。

○消防長（大倉　巧君）　それでは、私のほうから消防本部関係の補足説明をさせていただきます。

まず初めに、歳出から御説明いたします。

13、14ページを御覧ください。

款９消防費、項１消防費、２目非常備消防費の非常備機械器具購入事業で財源更正を行いました。

次に、歳入を説明いたします。

７、８ページを御覧ください。

款20諸収入、項４雑入、２目雑入に令和７年６月27日付で消防団員等公務災害補償等共済基金から決定通知のあった消防団員安全装備品整備事業助成金として44万円を計上いたしました。

以上で消防本部関係の補足説明とさせていただきます。

○議長（早崎百合子君）　説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は予算特別委員会に付託の上、審査したいと思いますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いをいたします。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（早崎百合子君）　６番　岩永義仁君。

○６番（岩永義仁君）　まず１点目は、大綱的な視点からの質問になります。

商工費関連ですけれども、今回YOROffice維持管理事業並びに観光事業振興費、両方

ともイベントに関しての補正なんですけれども、本来これ先ほどの決算認定の水谷議員の質問じゃないですけれども、当初予算で本来見込むべきものであると私のほうでは考えるわけですけれども、なぜこのタイミングで補正でこれをやるのか。また、YOROfficeに関しては指定管理事業者がおるわけで、養老町がやらずにその指定管理事業者が行うべきイベントじゃないのかというふうにも感じるわけですけれども、この辺りについて合理的な説明をいただきたいと思います。

２点目ですけれども、これは今度は教育部局、小学校再編準備事業に関してですけれども、これ補正の171万円ですかね、これ準備委員会の人件費とかそういうことではなく、コンサル委託の委託費用というものになるのかなという理解なんですけど、この辺り御説明いただきたいと思います。

○議長（早崎百合子君）　竹中産業建設部長、演台にて答弁。

○産業建設部長（竹中　修君）　ただいま岩永議員の御質問について御回答させていただきたいと思います。

先ほど町長のほうからも説明ございましたが、その時々の状況で補正はさせていただいておるというつもりでございます。

今回の場合YOROffice、たまたまこれはYOROfficeで会場が行われるということでYOROfficeの管理事業費の中で上げさせていただいておりますが、このＳＤＧｓキッズスタートアップアドベンチャーの主催者のほうから様々な条件が整ったということで今回一緒に事業をさせていただきたいということがございましたので、今回上げさせていただいておるものでございます。

そういうことも含めまして、YOROfficeの指定管理事業者が行うという事業ではないというものでございます。以上でございます。

○議長（早崎百合子君）　中島教育委員会事務局長、演台にて答弁。

○教育委員会事務局長（中島恵美君）　２点目の岩永議員の御質問でございますが、こちらの学校の再編準備事業の171万円は、大きなものとして今おっしゃられましたコンサルの委託業務が主なものになります。その他のものとして、その準備委員会の委員さんの旅費であったり報酬、あと若干消耗品等も組ませていただいておりますが、そちらのものがその差額の分ということになります。

コンサルの委託料につきましては、単年度だけではなくて継続的にちょっと協議をさせていただくということで、複数年にわたるもので計上させていただいておりまして、今年度分としてこの分の委託料を上げさせていただいております。以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（早崎百合子君）　６番　岩永義仁君。

○６番（岩永義仁君）　まず商工関連ですけれども、YOROfficeの維持管理事業費は、たまたま会場がYOROfficeだっただけということで理解いたしました。

でも、その次の観光費のほうの肉フェスですかね、のイベント関連のシャトルバス等々の費用に関しては、それこそこれ当初で十分練られた話なのに、先ほど都度都度ですけど、こんなこと突発的な話じゃなくて最初から練られた話で当初予算に入れておかなあかん話ですけれども、なぜこのタイミングでこういうことになるのかという説明いただきたいのがまず１点と。

小学校再編準備事業ですけれども、これはコンサル、またコンサルなんですけれども、トータルでいうと1,366万円見込んでおるわけなんですけれども、この地域のすごい重大事項なわけで、本来住民交えて議会も行政も住民もみんなで考えて結論を出すべきものなんですけれども、コンサルを入れることでコンサルがその会議ですとか議論の内容をリードしていく形になります。全国的にあるような金太郎あめじゃないですけれども、過去の事例を基にした云々かんぬんって、まあまあ見てくれはいいんですけれども、本当にその地域で必要なものを得られるかどうかというのは非常に重要な部分だと思うんです。なのに、ここでまたコンサルかというのがすごい残念な気持ちなんですけれど、この辺りについて教育長も含めた答弁をいただきたいと思うんですけど、見解と説明をお願いしたいと思います。

○議長（早崎百合子君）　養老町長　川地憲元君、演台にて答弁。

○町長（川地憲元君）　岩永議員の御質問にお答えさせていただきたいと思います。

２点目は学校の関係ですので、教育長のほうからというふうに思っております。

イベントの関係は、先ほど言われた肉まつりは肉まつりで経費は結んであるんですけど、今年は緑化フェアがありまして割と多くの方が町外から来ていただいております。そういった中で現場で寄せられておるのは、シャトルバスを走らせておるんですけど、当初上半期分しか予算は計上しておりません。ですから、その状況に応じて今後どうしていくかということの中で議論したときに、それならこれからイベントもたくさんあるよね、ましてテラスとかもできましたし、少しやはり養老公園桜紅葉プロジェクトの秋の部分で、今後やはりそういったところで観光シーズン到来ということで原課のほうから要求がありまして、それなら仕方ないということで今回予算計上させてもらったということで、少し言葉足らずで申し訳ありませんけれども、前期の部分を反省を踏まえながら今後も見込めるだろうと。まして養老公園の運営共同会議の中でも天命反転地30周年で養老町さんも何かというような要望もありましたので、この際予算計上という形で御理解をいただきたいと思います。

○議長（早崎百合子君）　早﨑教育長、演台にて答弁。

○教育長（早﨑京子君）　岩永議員の御質問にお答えさせていただきます。

本当に岩永議員が言われたように、本当にこれからの養老町の学校というのは養老町民全ての人たちの大事なことですので、10月からは、小学校４つあるんですが４つのところに回らせていただいて町民の意見をいろいろ聞きながらやっていきたいと思います

が、跡地のこととかはなかなか……。私何個と言いました。ごめんなさい、７つでした。７つの小学校のほうに回っていきたいと思いますので、そこで住民の人の話を聞きながら、あと跡地のこととか、私たち教育行政の中で分からない部分をちょっと手伝っていただこうかなという思いでやっていますので、本当に岩永議員の言われるとおり町民の意見、そして今の子供たちの意見も聞いていきたいと思っていますので、各学校で子供たちの討論会も予定しながらやっていきたいと思っていますので、よろしくお願いします。

○議長（早崎百合子君）　ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（早崎百合子君）　質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、予算特別委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（早崎百合子君）　異議なしと認めます。

よって、本案は予算特別委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

○議長（早崎百合子君）　次に、日程第27、議案第58号　令和７年度養老町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長　川地憲元君。

○町長（川地憲元君）　ただいま上程賜りました議案第58号　令和７年度養老町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）につきまして、その概要を説明させていただきます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ2,845万2,000円を追加し、予算総額を33億805万2,000円とするものでございます。

補正する主な内容は、子ども・子育て支援金の制度の創設に伴うシステム改修委託料及び令和６年度保険給付費等の事業実績に伴う交付金の返還金等でございます。

詳細につきましては、住民環境課長に補足説明をさせますので、十分な御審議を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（早崎百合子君）　吉村住民環境課長、演台にて補足説明。

○住民福祉部住民環境課長（吉村和人君）　それでは、私のほうから補足説明のほうをさせていただきます。

初めに、歳出について説明をさせていただきます。

８、９ページを御覧ください。

款１総務費、項１総務管理費、１目一般管理費では、子ども・子育て支援金制度の創

設に伴う支援金の賦課徴収に係るシステム改修として1,489万4,000円を増額いたしました。

款７諸支出金、項１償還金及び還付加算金、３目償還金では、令和６年度保険給付費等実績により、過年度分交付金等の返還金として1,355万8,000円を増額いたしました。

次に、歳入について説明させていただきます。

６、７ページを御覧ください。

款６繰越金、項１繰越金、１目繰越金では、財源調整として1,355万8,000円を増額いたしました。

款８国庫支出金、項１国庫補助金、１目子ども・子育て支援事業費補助金では、子ども・子育て支援事業関係の国民健康保険システム改修に係る補助金として1,489万4,000円を増額いたしました。

以上で、補足説明とさせていただきます。

○議長（早崎百合子君）　説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は予算特別委員会に付託の上、審査したいと思いますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただきますようお願いをいたします。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（早崎百合子君）　質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、予算特別委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（早崎百合子君）　異議なしと認めます。

よって、本案は予算特別委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

○議長（早崎百合子君）　次に、日程第28、議案第59号　令和７年度養老町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長　川地憲元君。

○町長（川地憲元君）　ただいま上程賜りました議案第59号　令和７年度養老町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）につきまして、その概要を説明させていただきます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ84万7,000円を追加し、予算総額を５億1,906万9,000円とするものでございます。

補正する主な内容は、子ども・子育て支援制度の創設に伴うシステム改修委託料の増

額などによるものでございます。

詳細につきましては、健康福祉課長に補足説明させますので、十分な御審議を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（早崎百合子君）　伊藤健康福祉課長、演台にて補足説明。

○住民福祉部健康福祉課長（伊藤めぐみ君）　それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

初めに、歳出について説明させていただきます。

８、９ページを御覧ください。

款１総務費、項１総務管理費、１目一般管理費では、子ども・子育て支援金制度の創設に伴う子ども・子育て支援納付金の保険料算定、収納システムの改修費用委託料として84万7,000円を増額いたしました。

次に、歳入について説明させていただきます。

６、７ページを御覧ください。

款６国庫支出金、項１国庫補助金、１目子ども・子育て支援事業費補助金では、子ども・子育て支援金制度の創設に伴うシステム改修費用が国庫補助金として交付されるため84万7,000円を増額いたしました。

以上で、補足説明とさせていただきます。

○議長（早崎百合子君）　説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は予算特別委員会に付託の上、審査したいと思いますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただきますようお願いをいたします。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（早崎百合子君）　質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、予算特別委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（早崎百合子君）　異議なしと認めます。

よって、本案は予算特別委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

ここで総務課長より、先ほどの質疑に対する回答について発言したいとの申出がありましたので、これを許可いたします。

無藤総務課長、演台にて答弁。

○総務部総務課長（無藤宣宏君）　先ほど水谷議員から御質問のありました養老町職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例において、多胎児の場合、何か取扱い

があるかということでございますけれども、まずこちらの養老町職員の育児休業等に関する条例におきましては、多胎児であっても特段の取扱いは規定はしてございません。

ただ、養老町職員の勤務時間、休暇等に関する規則におきまして、いわゆる産前休暇になりますが、通常妊娠でありますと６週間というところを多胎妊娠の場合にあっては14週間という形で特別の取扱いを規定してございます。以上でございます。

○議長（早崎百合子君）　それでは最後に、本日決定いたしました議案審査の付託先である決算特別委員会は９月11日木曜日及び12日金曜日の２日間とし、両日とも午前９時30分から、総務民生委員会は９月９日火曜日の午前９時30分から、産業建設委員会は同日の午前11時から、予算特別委員会は同日の午後１時30分からそれぞれ開催されるよう各委員長に要請をいたします。

○議長（早崎百合子君）　これをもちまして、本日の議会日程にあります議案の提案説明等は全て終了いたしました。

お諮りします。

議案精読及び委員会審査のため、明日９月６日から９月17日までの12日間は休会にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（早崎百合子君）　異議なしと認めます。

よって、明日９月６日から９月17日までの12日間は休会とすることに決定いたしました。

○議長（早崎百合子君）　これで本日の日程は全て終了いたしました。

会議を閉じます。

なお、議会２日目は９月18日木曜日午前９時30分より会議を開きます。

本日は、これをもちまして散会とします。長時間御苦労さまでございました。

（散会時間　午後０時44分）

以上、会議の次第をここに記録し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和７年９月５日

議　長　　早　崎　百合子

議　員　　吉　田　太　郎

議　員　　野　村　永　一